| 女川原子力発電所第 2 号機 |  |
| :---: | :---: | 工事計画審査資料 \(~\left(\begin{array}{c|c|}\hline 資料番号 \& 02 －工－D－01－0064＿改 0 \\

\hline 提出年月日 \& 2021 年 1 月 26 日 \\
\hline\end{array}\right.\)

## 基本設計方針に関する説明資料

## 【第11条 火災による損傷の防止】

【第52条 火災による損傷の防止】

- 先行審査プラントの記載との比較表
- 要求事項との対比表
（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7 ）
－各条文の設計の考え方
（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6）
赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．火災防護設備の基本設計方針 <br> 設計基準対象施設は，火災により発電用原子炉施設 の安全性を損なわないよう，火災防護上重要な機器等 を設置する火災区域及び火災区画に対して，火災防護対策を講じる。 <br> 【11条1】 |  |
|  |  | 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損な わないように，適切な火災防護対策を講じる設計とす る。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス 1 ，クラス 2 及び安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物，系統及び機器とす る。 <br> 火災防護上重要な機器等は，上記構築物，系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器とする。 <br> 【11条2】 |  |
|  |  | 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持する ために必要な構築物，系統及び機器は，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な以下 の機能を確保するための構築物，系統及び機器とする。 <br> （1）原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 <br> （2）過剰反応度の印加防止機能 <br> （3）炉心形状の維持機能 <br> （4）原子炉の緊急停止機能 <br> （5）未臨界維持機能 <br> （6）原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 <br> （7）原子炉停止後の除熱機能 <br> （8）炉心冷却機能 <br> （9）工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能 <br> （10）安全上特に重要な関連機能 <br> （11）安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能 |  |


発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損な

原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指
期待するクラス 3 に属する構築物，系統及び機器とす る。
機器のらち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，
射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器とする。
【11条2】
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持する
施設において火災が発生した場合に，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な以下 の機能を確保するための構築物，系統及び機器とする。
 （2）過剰反応度の印加防止機能

原子炉の製急停业
未臨界維持機能
（4）原子炉の緊急停止機能
除熱機能
炉心冷却機能
（9）工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信
号の発生機能

##  <br> （ $\odot<$




先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


$$
\begin{gathered}
\text { 赤字: 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐つけけ示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表においいて追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 火災区域又は火災区画のファンネルには，煙の流入防止装置の設置によって，他の火災区域又は火災区画 からの煙の流入を防止する設計とする。 <br> 【11条7】 | 表現の相違 |
|  |  | 屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために，火災防護上重要な機器等を設置 する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮すると ともに，延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。 <br> 【11 条 8】【52 条 4】 |  |
|  |  | 火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割し て設定する。 <br> 【11 条 9】【52条5】 |  |
|  |  | 設定する火災区域及び火災区画に対して，以下に示 す火災の発生防止，火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。 <br> なお，発電用原子炉施設のうち，火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物，系統及び機器は，「消防法」，「建築基淮法」，「日本電気協会電気技術規程•指針」に基づき設備に応じた火災防護对策を講じる設計とする。 <br> 【11条10】【52条6】 | 表現の相違 |
|  |  | 発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理する。 <br> 重大事故等対処施設は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策 |  |

## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

| 赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違） <br> 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） <br> 前回提出時からの変更箇所 <br> 【】 番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比 |
| :---: |
|  |  |

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐つけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 水素を内包する設備である蓄電池，気体廃棄物処理系設備，発電機水素ガス供給設備及び水素ボンベを設置する火災区域又は火災区画は，送風機及び排風機に よる機械換気を行い，水素濃度を燃焼限界濃度以下と する設計とする。 <br> 【11 条 17】【52 条 14】 | 設備名称の相違 |
|  |  | 水素ボンベは，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込み を行う運用とすることで，火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。 <br> 【11 条 18】【52 条 15】 | 運用の相違 <br> （女川 2 号は水素ボンベを使用時火災区域内に保管せず，使用時のみ持ち込む運用とし ている。） |
|  |  | 火災の発生防止における水素漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し，水素の燃焼限界濃度である 4 vo 1 $\%$ の $1 / 4$ に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 気体廃棄物処理系設備内の水素濃度については，水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計と し，水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 | 表現の相違 <br> 設備名称の相違 |
|  |  | 発電機水素ガス供給設備は，水素消費量を管理する とともに，発電機内の水素純度，水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし，発電機内の水素純度 や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発 する設計とする。 <br> 水素ボンベを作業時のみ持ち込みを行う火災区域又 は火災区画は，ボンべ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とし，機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから，水素濃度検出器は設置しない設計とする。 <br> 【11条19】【52 条 16】 | 設備名称の相違 <br> 運用の相違 <br> （女川 2 号は水素ボン心゙を使用時火災区域内に保管せず，使用時のみ持ち达む運用とし ている。） |
|  |  | 蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室に警報を発する設計とする。また，蓄電池室には，直流開閉装置やインバータを設置しない。 <br> 【11条20】【52 条 17】 |  |



先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備に おいて，崩壊熱が発生し，火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。 <br> また，放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂， チャコールフィルタ及び HEPA フィルタは，固体廃棄物 として処理を行うまでの間，金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。 <br> 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は，火災時 に他の火災区域又は火災区画や環境への放射性物質の放出を防ぐために，換気設備の停止及び風量調整ダン パの閉止により，隔離ができる設計とする。 <br> 【11 条 21】【52 条 18】 | 表現の相違 <br> 設備名称の相違 |
|  |  | 火災の発生防止のため，火災区域において有機溶剤 を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は，使用す る作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行う とともに，建屋の送風機及び排風機による機械換気に より滞留を防止する設計とする。 <br> 【11条22】【52条19】 |  |
|  |  | 火災区域又は火災区画において，発火性又は引火性物質を内包する設備は，溶接構造の採用及び機械換気等により，「電気設備に関する技術基準を定める省令」及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに，当該の設備を設 ける火災区域又は火災区画に設置する電気•計装品の必要な箇所には，接地を施す設計とする。 <br> 【11 条 23】【52 条 20】 | 表現の相違 |
|  |  | 火災の発生防止のため，可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又 は火災区画に設置しないことによって，可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。 <br> 【11 条 24】【52 条 21】 | 表現の相違 |

性廃萛物を貯蔵しない設計とする。
おいて，崩壊熱が発生し，火災事象に至るような放射

 として処理を行うまでの間，金属容器や不燃シートに包んで保管する設計とする。

放射性廃重物处理設備及び放射性廃重物貯蔵設備を
設置する火災区域又は火災区画の換気設備は，火災時
に他の火災区域又は火灭区画や環境への放射性物質の
パの閉止により，隔離ができる設計とする。
【11条21】【52条18】
火災の発生防止のため，火災区域において有機溶剤



 より滞留を防止する設計とする。

【11条22】【52 条 19】
【11条23】【52条20】
火災区域又は火災区画において，発火性又は引火性


囲気とならない設計とするとともに，当該の設備を設 ける火災区域又は火災区画に設置する電気•計装品の必要な箇所には，接地を施す設計とする。


火災の発生防止のため，可燃性の微粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又 は火災区画に設置しないことによって，可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。【11条24】【52条21】

## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。



## 赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違） 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） ：前回提出時からの変更箇所 <br> 【番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比 <br> 較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

## 


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

$$
\begin{gathered}
\text { 赤字: 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐つけを示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表において追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| 料として認められたものを使用する設計とする。 <br> 【11条33】【52条 31】 <br> ただし，管理区域の床に塗布されている耐放射線性 のコーティング剤は，不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること，難燃性が確認された塗料である こと，加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらな いこと，原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は，不燃性又は難燃性の材料を使用し，その周辺には可燃物 がないことから，難燃性材料を使用する設計とする。 <br> 【11 条 34】【52 条 32】 | 表現の相違 |
| また，中央制御室の床面は，防炎性能を有するカー ペットを使用する設計とする。 <br> 【11 条 35】【52 条 33】 <br> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは，実証試験により自己消火性（U L垂直燃焼試験）及び耐延焼性（I E E E 3 8 3（光 ファイバケーブルの場合はI E E E 1 2 0 2 ）垂直ト レイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。 <br> 【11条36】【52条 34】 |  |
| ただし，実証試験により耐延焼性が確認できない核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは，原子炉格納容器外については専用電線管に収納するとともに，電線管の両端は，耐火性を有するシール材を処置する ことにより，難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか，代替材料の使用が技術上困難な場合は，当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生す ることを防止するための措置を講じる設計とする。 <br> 【11 条 37】【52条35】 | 表現の相違 <br> 設計の相違 <br> （試験により確認できないケーブルの種類 の相違。） |

## 資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。



[^0]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
女川原子力発電所第 2 号機

| 備考 |
| :--- |
| 設計の相違 |
| （女） 2 号は安全系機器に非難燃ケーブル | を使用していないため，複合体は使用してい ない。）

[^1]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機

[^2]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機
備考
$\square$
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 $\quad$ 東海第一発電


[^3]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機

## 備考



[^4]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機
備考
$\square$
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 $\quad$ 東海第一発電所


## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

$$
\begin{gathered}
\text { 赤字 : 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐つけを示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表において追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機
備考

資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機


[^5]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機
備考
$\square$
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 $\quad$ 東海第一発電所


[^6]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機
備考
$\square$
柏崎刈羽原子力発電所第7号機 東海第一


## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

$$
\begin{gathered}
\text { 赤字: 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐づけを示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表において追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第2号機

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
東海第二発電所 $\quad$ 女川原子力発電所第 2 号機
備考

| 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: |


| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の うち，換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタ を除き，「JIS L 1091（繊維製品の燃焼性試験方法）」又は「J A C A No．11A－2003（空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針（公益社団法人 日本空気清浄協会））」を満足する難燃性材料を使用する設計とす る。 <br> 【11条38】【52条 36】 <br> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の うち，屋内の変圧器及び遮断器は，可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。 <br> 【11条 39】【52条 37】 |  |
|  |  | 1．1．3 自然現象による火災の発生防止 <br> 自然現象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を考慮する。 <br> これらの自然現象のらち，火災を発生させるおそれ のある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について，これらの現象によって火災が発生し ないように，以下のとおり火災防護対策を講じる設計 とする。 <br> 落雷によって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生しないよう，避雷設備の設置及 び接地網の敷設を行う設計とする。 <br> 【11 条 40】【52 条 38】 | 記載方針の相違 <br> プラント固有条件の相違 <br> （発電所立地地点において考慮する自然現象の相違。） |

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


$$
\begin{gathered}
\text { 赤字: 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐つけを示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表において追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

僌表に，

[^7] うち，屋内の変圧器及び遮断器は，可燃性物質である
【11 条 39】【52 条 37】
物学的事象，森林火災及び高潮を考慮する。


## 先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


重大事故等対処施設は，施設の区分に応じて十分な
支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに，

【52条39】

生防止を講じる設計とし，竜巻（風（台風）を含む。）
 の発生防止を講じる設計とする。
【11条42】【52条40】

$$
\begin{gathered}
\text { 赤字 : 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの变更箇所 } \\
\text { 【】番号 }: \text { 様式 }-7 \text { との紐つけをを示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表において追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．2 火災の感知及び消火 <br> 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備 は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設 に対して火災の影響を限定し，早期の火災感知及び消火を行う設計とする。 <br> 【11 条 43】【52 条 41】 | 記載方針の相違 |
|  |  | 火災感知設備及び消火設備は，「1．1．3 自然現象に よる火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とす る。 <br> 火災感知設備及び消火設備については，火災区域及 び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて，地震に対して機能を維持できる設計とする。 <br> 【11 条 44】【52 条 42】 | 記載方針の相違 |
|  |  | 1．2．1 火災感知設備 <br> 火災感知設備の火災感知器は，火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等 の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナ ログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の異なる種類の火災感知器を組み合わせて設置する設計とす る。 | 記載方針の相違設備名称の相違 |
|  |  | ただし，発火性又は引火性の雰囲気を形成するおそ れのある場所及び屋外等は，環境条件や火災の性質を考慮し，非アナログ式の炎感知器，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ，非アナログ式の屋外仕様の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器及び非アナロ グ式の防爆型の熱感知器も含めた組み合わせで設置す る設計とする。 | 設備名称の相違 <br> 表現の相違 <br> 設計の相違 <br> （設置する火災感知設備の相違。） |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮す
ることにより誤作動を防止する設計とする。

| 女川原子力発電所第2号機 |
| :---: |
| 非アナログ式の火災感知器は，環境条件等を考慮す |

ナナログ式の屋外仕様の炎感知器は，監視範囲に火災
の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計
とする。
また，発火源となるようなものがない火災区域又は運用として保安規定に定めて，管理することから，火
［11条45］［52条43］［52条44］
【11条45】【52条43】 52 条44】
火災感知設備のらち火災受信機盤は中央制御室に設

 できる設計とする。

## 

備考

設計の相違
（女川 2 号では海水ポンプ室（補機ポンプエ
リア）及びガスタービン発電設備然料移送ポ
ンプに熱感知カメラを使用する設計）
屋外の火災区域を監視するアナログ式の屋外仕様の


箇所の特定が可能な設計とする。
火災感知器は，自動試験機能又は遠隔試験機能によ
り点検ができる設計とする。

器は，機能に異常がないことを碓認するため，消防
去施行規則」に準じ，煙等の火災を模擬した試験を実施する。

【11条46】【52条45】
火災感知設備は，外部電源喪失時又は全交流動力電



赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 $:$ 様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置す る火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は，非常用電源又は常設代替交流電源設備からの受電も可能 な設計とする。 <br> 【11 条 47】【52 条 46】 <br> 火災区域又は火災区画の火災感知設備は，凍結等の自然現象によっても，機能，性能が維持できる設計と する。 <br> 【11 条 48】【52 条 47】 <br> 屋外に設置する火災感知設備は，$-14.6^{\circ} \mathrm{C}$ まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計と する。 <br> 屋外の火災感知設備は，火災感知器の予備を保有し，万一，風水害の影響を受けた場合にも，早期に取替え を行うことにより機能及び性能を復旧する設計とす る。 <br> 【11 条 49】【52 条 48】 | 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （女川 2 号では緊急時対策建屋の火災感知設備は，非常用電源及び常設代替交流電源設備からの受電が可能。） <br> プラント固有条件の相違 <br> （発電所立地地域における外気温度の相違。） <br> 表現の相違 |
|  |  | 1．2．2 消火設備 <br> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処す るために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響 を与えない設計とし，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備であるハ ロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備を設置 して消火を行う設計とする。 <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは，消火器，移動式消火設備又は消火栓により消火を行ら設計とする。 | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 表現の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: |
| なお，消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴ら溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については，浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。 <br> 【11 条 50】【52 条 49】 |  |
| 原子炉格納容器は，運転中は窒素に置換され火災は発生せず，内部に設置された火災防護上重要な機器等 が火災により機能を損ならおそれはないことから，原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講 じる設計とし，消火については，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。火災の早期消火を図 るために原子炉格納容器内の消火活動の手順を定め て，自衛消防隊の訓練を実施する。 <br> 【11条51】 | 表現の相違 |
| なお，原子炉格納容器内において火災が発生した場合，原子炉格納容器の空間体積（約 $7650 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対してパ ージ用排風機の容量が約 $24000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動が可能であることから，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。 <br> 【11 条 52】【52 条50】 | 設計の相違 <br> （原子炉格納容器体積と排風機容量の相違。） |
| 中央制御室は，消火器で消火を行う設計とし，中央制御室制御盤内の火災については，電気機器への影響 がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。ま た，中央制御室床下ケーブルピットについては，自動消火設備であるハロンガス消火設備を設置する設計と する。 <br> 【11 条 53】【52 条52】 | 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （消火設備の起動方法の相違。） |
| トーラス室において火災が発生した場合，トーラス室の空間体積（約 $11000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換気風量の容量が約 $21600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動が可能であることから，消火器を用いた消火 ができる設計とする。 | 設計の相違 <br> （トーラス室に対する設計方針を明記。） |

【11条50】【52条49】
原子炉格納容器は，運転中は窒素に置換され火災は
 が火災により機能を損なうおそれはないことから，原



 て，自衛消防隊の訓練を実施する。

【11条51】

 ージ用排風機の容量が約 $24000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であることから，煙が充満しないため，消火活動が可能であることから，
【11 条 52】【52 条 50】




 No

【11条53】【52条52】

## 設計の相違

（トーラス室に対する設計方針を明記。）


資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。



| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 【11条54】【52条51】 <br> 火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は，以下の設計を行う。 <br> 【11条55】【52 条53】 <br> （1）消火設備の消火剤の容量 <br> a．消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応 じた十分な容量を確保するため，「消防法施行規則」及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。 <br> 【11条56】【52条54】 <br> b．消火用水供給系は， 2 時間の最大放水量を確保す る設計とする。 <br> 【11条57】【52 条55】 <br> c．屋内，屋外の消火栓は，「消防法施行令」に基づく容量を確保する設計とする。 <br> 【11 条 58】【52 条 56】 <br> （2）消火設備の系統構成 <br> a．消火用水供給系の多重性又は多様性 <br> 屋内水消火系の水源は，消火水槽（第 1,2 号機共用 <br> （以下同じ。）），消火水タンクを設置し，屋外水消火系は，屋外消火系消火水タンクを2基設置し多重性を有する設計とする。 <br> 屋内水消火系の消火ポンプは，電動機駆動消火ポン プ（第 1,2 号機共用（以下同じ。））を 2 台設置し，多重性を有する設計とする。 <br> 屋外水消火系の消火ポンプは，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ を設置し，多様性を有する設計とする。 <br> 【11条59】【52条57】 | 記載方針の相違 <br> 表現の相違 <br> 記載方針の相違 <br> 記載方針の相違 <br> 表現の相違 <br> 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （使用する消火用水源の相違。） <br> 設計の相違 <br> （使用する消火用ポンプの駆動源の相違。） |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
【11条54】【52条51】

## 資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 $:$ 様式 -7 との紐つけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
女川原子力発電所第2号機
屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの駆動用燃料
屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプに付属する
料タンクに貯蔵する。
11 条60】【52条58】
系統分離に応じた独立性
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持する
ために必要な構築物，系統及び機器の相互の系統分離



備えた設計とする。
（a）動的機器である選択弁は多重化する。
（b）容器弁及びボンべを必要数より 1 つ以上多く設
置する。
【11 条 61】
設計の相違
（使用する消
共用の相違。）
記載方針の相違
設備名称の相違
設計の相違
（女川 2号では安全機器に対する固定式消火設備はすべてハロゲン化物消火設備を施設する。）
設備名称の相違
設考
（使用す相違
共用の相違。）

消火用ポンプの相違及び設備の
邹載方針の相違

設備名称の相違
設計の相違
（女川 2 号では安全機器に対する固定式消
火設備はすべてハロゲン化物消火設備を施
設する。）

## －

（a）動的機器である選択弁は多重化する。
（b）容器弁及びボンべを必要数より 1 つ以上多く設
置する。
【11 条 61 】

重大事故等対処施設は，重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によっ て同時に機能喪失しないよう，区分分離や位置的分散 を図る設計とする。
重大事故等対処施設のある火㷋区域又は火災区画，
画に設置するハロンガス消水設備は，上記の区分分離
や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。
【52条59】
用水の優先供給
記載方針の相違
記載方針の相違
設計の相違
消火設備の電源確保
【11条62】【52条60】

[^8]



| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 設計とする。 <br> 屋外水消火系のらち屋外消火系ディーゼル駆動消火 ポンプは，外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動 できるように蓄電池を設け，電源を確保する設計とす る。 <br> 【11条63】【52 条 61】 | 設置する消火ポンプの相違。）設備名称の相違 |
|  |  | ハロンガス消火設備は，外部電源喪失時にも消火が できるように，非常用電源から受電するとともに，設備の作動に必要な電源を供給する蓄電池も設け，全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。 | 設備名称の相違 |
|  |  | ケーブルトレイ消火設備については，作動に電源が不要な設計とする。 <br> 【11条64】【52条62】 | 設備名称の相違 |
|  |  | （4）消火設備の配置上の考慮 <br> a．火災による二次的影響の考慮 <br> ハロンガス消火設備（全域）のボンベ及び制御盤は，火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう消火対象となる機器が設置され ている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。 | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 |
|  |  | また，ハロンガス消火設備（全域）は，電気絶縁性の高いガスを採用し，火災の火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が，火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。 <br> 【11 条 65】【52 条 63】 | 設備名称の相違 <br> 表現の相違 |

## 赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違） 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所 <br> 【番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比 <br> 較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

女川原子力発電所第 2 号機
$\square$

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
 いガスを採用し，火災の火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次



計とする。
【11 条 65】【52 条 63】
己載方針の相違
備名称の相違
設備名称の相違
表現の相違


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二
次的影響が，火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。

## 【11条66】【52条64】

【11条67】【52条65】
消火設備のボンベは，火災による熱の影響を受けて
安全弁によりボンベの過圧を防止する設計とする。
また，防火ダンパを設け，煙の二次的影響が火災防
護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を
及ぼさない設計とする。
【11 条 68】【52 条 66】




るとともに，各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理設備に回収し，処理する設計とする。
【11条 69】【52 条 67】

【11 条 69】【52 条 67】
消火栓の配置
記載方針の相違
，


$$
\begin{gathered}
\text { 赤字 : 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐つけな示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表においいて追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 域又は火災区画の消火活動に対処できるように配置す る設計とする。 <br> 【11 条 70】【52 条 68】 |  |
|  |  | （5）消火設備の警報 <br> a．消火設備の故障警報 <br> 電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系電動機駆動消火 ポンプ，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ，八ロ ンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は，電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。 <br> 【11 条 71】【52 条 69】 | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 |
|  |  | b．ハロンガス消火設備の職員退避警報 <br> 固定式消火設備であるハロンガス消火設備は，作動前に職員等の退出ができるように警報又は音声警報を発する設計とする。 | 記載方針の相違設備名称の相違 |
|  |  | ケーブルトレイ消火設備は，消火剤に毒性がなく，消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シートを設置したケーブルトレイ内に留まり，外部に有意な影響 を及ぼさないため，消火設備作動前に退避警報を発し ない設計とする。 <br> 【11条72】【52 条 70】 | 設備名称の相違 <br> 設計の相違 <br> （女川 2 号は電源盤に用いる局所消火設備 には退避警報を設置する。） |
|  |  | （6）消火設備に対する自然現象の考慮 <br> a．凍結防止対策 <br> 屋外消火設備の配管は，保温材により配管内部の水 が凍結しない設計とする。 <br> 屋外消火栓は，凍結を防止するため，自動排水機構 により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 <br> 【11 条 73】【52 条 71】 | 記載方針の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
風水害対策
消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消 ポンプ，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ，屋外消
及びケーブルトレイ消火設備は，風水害に対してその
性能が著しく阻害されることのないよう，建屋内に設
置する設計とする。
【11 条 74】【52 条 72】
地盤変位対策
地震時における地盤変位対策として，水消火配管の
レイアウト，配管支持長さからフレキシビリティを考
慮した配置とすることで，地盤変位による変形を配管
系統全体で吸収する設計とする。
さらに，屋外消火配管が破断した場合でも移動式消
火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができる
よう，建屋に給水接続口を設置する設計とする。
【11条75】【52条73】
（7）その他
a．移動式消火設備


【11 条 76】【52 条 74】

> 消火用の照明器具
記載方針の相違
設計の相違
(照明の蓄電池容量の相違。)

## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

 への移動等の時間も考慮し， 8 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。
【 11 条 77 【 52 条 75 】池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第 2 号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | b．風水害対策 <br> 消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系電動機駆動消火ポンプ，屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプ，ハロンガス消火設備及びケーブルトレイ消火設備は，風水害に対してその性能が著しく阻害されることのないよう，建屋内に設置する設計とする。 <br> 【11条74】【52条72】 | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違表現の相違 |
|  |  | c．地盤変位対策 <br> 地震時における地盤変位対策として，水消火配管の レイアウト，配管支持長さからフレキシビリティを考慮した配置とすることで，地盤変位による変形を配管系統全体で吸収する設計とする。 <br> さらに，屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火用水の供給ができる よう，建屋に給水接続口を設置する設計とする。 <br> 【11条75】【52条73】 | 記載方針の相違 |
|  |  | （7）その他 <br> a．移動式消火設備 <br> 移動式消火設備は，恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車 を 2 台及び泡原液搬送車を 1 台配備する設計とする。 <br> 【11 条 76】【52 条 74】 | 記載方針の相違 <br> 設計の相違 <br> （配備する設備の仕様の相違。） |
|  |  | b．消火用の照明器具 <br> 建屋内の消火栓，消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には，移動及び消火設備の操作を行 うため，消防法で要求される消火継続時間 20 分に現場 への移動等の時間も考慮し， 8 時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。 <br> 【11 条 77】【52 条 75】 | 記載方針の相違 <br> 設計の相違 <br> （照明の蓄電池容量の相違。） |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

 きるように固定式消火設備を設置し，鎮火の確認のた めに自衛消防隊がポンプ室に入る場合については，再発火するおそれがあることから，十分に泠却時間を確保した上で扉の開放，換気空調系及び可搬型排煙装置 により換気が可能な設計とする。

【11条78】 【52条76】


東海第二発電所

使用済燃料貯蔵設備は，水中に設置されたラックに

【11 条 79】【52 条 77】

未臨界性が確保される設計とする。
【11 条 80】 【 52 条 78 】

素酰ではイムーム
記載方針の相違
設計の相違
（女川 2 号に
（女川 2 号には乾式貯蔵設備はない。）
設計の相違
明記。）

ケーブル処理室は，消火活動のため 2 箇所の入口を
設置する設計とする。

少量のケーブルトレイのみであるため，火災が発生し た場合においても，入口から消火要員による当該室全


## 【11条81】【52条79】

## 資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．3 火災の影響軽減 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> 火災の影響軽減対策の設計に当たり，発電用原子炉施設において火災が発生した場合に，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 <br> 【11条82】 | 記載方針の相違 |
|  |  | 火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するためには，プロセスを監視しながら原子炉を停止し，冷却を行うことが必要であり，この ためには，手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な機能を少なくとも 1 つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。 <br> 【11条83】 |  |
|  |  | このため，火災防護対象機器等に対して，以下に示 す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 <br> 【11条84】 |  |
|  |  | （1）火災防護対象機器等の系統分離による影響軽減対策 <br> 中央制御室及び原子炉格納容器を除く火災防護対象機器等は，原則として安全系区分 I と安全系区分II， IIIを境界とし，以下のいずれかの系統分離によって，火災の影響を軽減するための対策を講じる。 <br> 【11条85】 | 記載方針の相違 <br> 表現の相違 |
|  |  | a． 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等 <br> 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は，火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 <br> 【11条86】 | 記載方針の相違 |火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を


 ためには，手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するために必要な機能を少なくとも 1 つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。
【11条83】
【11条84】
このため，火災防護対象機器等に対して，以下に示 す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。

## 東海第二発電所 <br> 東海第一発電应

＊

柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 $\quad$｜


先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | b． 6 m 以上離隔，火災感知設備及び自動消火設備 <br> 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は，仮置 きするものを含めて可燃性物質のない水平距離 6 m 以上の離隔距離を確保する設計とする。 <br> 【11条87】 <br> 火災感知設備は，自動消火設備を作動させるために設置し，自動消火設備の誤作動防止を考慮した火災感知器の作動信号により自動消火設備を作動させる設計 とする。 <br> 【11 条 88】 | 記載方針の相違 |
|  |  | c． 1 時間耐火隔壁等，火災感知設備及び自動消火設備 <br> 互いに相違する系列の火災防護対象機器等は，火災耐久試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。 <br> 【11条89】 | 記載方針の相違 |
|  |  | また，火災感知設備及び消火設備は，上記 b．と同様 の設計とする。 <br> 【11 条 90】 | 表現の相違 |
|  |  | （2）中央制御室の火災の影響軽減対策 <br> a．中央制御室制御盤内の火災の影響軽減 <br> 中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は，以下 に示すとおり，実証試験結果に基づく離隔距離等によ る分離対策，高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加 え，火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても，他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持ができることを確認し，上記（1）と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計と する。 <br> 【11条91】 | 記載方針の相違 <br> 設備名称の相違 <br> 表現の相違 |

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
（女川 2 号では金属外装ケーブルは使用せ
ず，可とら電線管を用いて盤内分離をしてい
す，可とう電線管を用いて盤内分離をしてい
る。）


 する。

【11条 92】
ついては，安全系区分ごとに別々の盤で分離する設計
とし， 1 つの制御盤内に複数の安全系区分のケーブル や機器を設置しているものは，安全系区分間に金属製


## 条



|  |
| :---: |
|  |  |
|  |

東海第二発電所






 する。

## 【11条93】

【11条94】


 から，中央制御室床下ケーブルピットに敷設する火災防護対象ケーブルは，互いに相違する系列の 3 時間以




資料のうち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

## 赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違） 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし） $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所 <br> 【番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比 <br> 較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）


## 【11条97】

## c）消火設備

また，火災感知設備は，外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように，非常用電源から受電



する。
女川原子力発電所第2号機
離対策等を行う設計とする。
【11 条 95】
（a）分離板等による分離
中央制御室床下ケーブルピット敷託する更いに相
女川原子力発電所第2号機
離対策等を行ら設計とする。
【11 条 95】
（a）分離板等による分離
中央制御室床下ケーブルピッに敷設する正いに相
女川原子力発電所第2号機
離対策等を行う設計とする。
【11 条 95】
（a）分離板等による分離
中央制御室床下ケーブルピット敷設する而いに相
女川原子力発電所第2号機
離対策等を行ら設計とする。
【11 条 95】
（a）分離板等による分離
中央制御室床下ケーブルピッに敷設する正いに相
中央制御室床下ケーブルピットに敷設する互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルについては， 1 洔
間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。

【11条96】
（b）火災感知設備
中央制御室床下ケーブルピットには，固有の信号を
発する異なる 2 種類の火災感知器として，煙感知器と
…感知器を組み合わせて設置する設計とする。これら
の火災感知設備は，アナログ機能を有するものとする。

| 0 |
| :--- |
|  |

記載方針の相違
設備名称の相違
相違
相違
相違
（消火設備の起動方法の相違。）

する設計とする。

制御室に発するとともに，時間遅れをもつてハロンガ
スを放出する設計とする。また，外部電源喪失時にお
いても消火が可能となるように，非常用電源から受電
【11条98】

東海第二発電所

[^9]先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
－


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）
なお，原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完



$$
\begin{gathered}
\text { 赤字: 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号: 様式 }-7 \text { との紐つけを示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表において追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$


 の消火活動を実施する。
【11条106】

## （4）換気設備に対する火災の影響軽減対策

火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火
災区画の境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。
【11条 107】
【11条107】
換気設備のフィルタは，チャコールフィルタを除き
難燃性のものを使用する設計とする。
【11条108】


赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （5）火災発生時の煙に対する火災の影響軽減対策運転員が常駐する中央制御室には，火災発生時の煙 を排気するため，「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。 <br> 【11条109】 | 記載方針の相違 <br> 表現の相違 |
|  |  | 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域のう ち，電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又 は火災区画については，ハロンガス消火設備による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されるこ とから，煙の排気は不要である。 <br> 【11 条 110】 | 設備名称の相違 |
|  |  |  | 〈柏崎刈羽 7 号機〉 <br> 設計の相違 <br> （女川 2 号の軽油タンクは地下埋設設置。） |
|  |  | （6）油タンクに対する火災の影響軽減対策 <br> 火災区域又は火災区画に設置される油タンクは，換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気 する設計とする。 <br> 【11条111】 | 記載方針の相違 |
|  |  | （7）ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 <br> ケーブル処理室のケーブルトレイ間は，互いに相違 する系列間を水平方向 0.9 m ，垂直方向 1.5 m の最小離隔距離を確保する設計とする。最小分離距離を確保で きない場合は，隔壁等で分離する設計とする。 <br> 【11条112】 | 記載方針の相違 |

$$
\begin{gathered}
\text { 赤字: 設備, 運用又は体制の相違点 (設計方針の相違) } \\
\text { 緑字: 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし) } \\
\text { : 前回提出時からの変更箇所 } \\
\text { 【】番号 : 様式 }-7 \text { との紐つけけ示す番号であり, 本比 } \\
\text { 較表においいて追記したもの (比較対象外) }
\end{gathered}
$$

先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）

| 柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．3．2 原子炉の安全確保 <br> （1）原子炉の安全停止対策 <br> a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計 <br> 発電用原子炉施設内の火災によって，安全保護系及 び原子炉停止系の作動が要求される場合には，当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成さ れる構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，火災の影響軽減のための系統分離対策に よって，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止が達成 できる設計とする。 <br> 【11条113】 | 記載方針の相違 |
|  |  | b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障 を想定した設計 <br> 発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても，制御盤間の離隔距離，盤内の延焼防止対策又は現場操作によ って，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失 うことなく，原子炉の高温停止，低温停止を達成でき る設計とする。 <br> 【11条114】 | 記載方針の相違 |
|  |  | （2）火災の影響評価 <br> a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 <br> 設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基 に想定される発電用原子炉施設内の火災によって，安全保護系及び原子炬停止系の作動が要求される場合に は，火災による影響を考慮しても，多重化されたそれ ぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持できることを，以 | 記載方針の相違 |

## 資料のらち枠囲みの内容は，他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
：前回提出時からの変更箇所
【】番号 ：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比
較表において追記したもの（比較対象外）
先行審査プラントの記載との比較表（火災防護設備の基本設計方針）場合
当該火 ［11条115】



| 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 下に示す火災影響評価により確認する。 <br> 【11 条 115】 |  |
|  |  | （a）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えな い場合 <br> 当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料 で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，原子炉の高温停止及び低温停止 の達成，維持が可能であることを確認する。 <br> 【11条116】 | 記載方針の相違 |
|  |  | （b）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合 <br> 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合 わせに応じて，火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持が可能であることを確認する。 <br> 【11 条 117】 | 記載方針の相違 |
|  |  | b．設計基準事故等に対処するための機器に単一故障 を想定した設計に対する評価 <br> 内部火災により原子炉に外乱が及び，かつ，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があ るため，「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関す る審査指針」に基づき，運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。 <br> 【11条118】 | 記載方針の相違 |




| （e） |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解秋 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  |  |  | 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損なわないように，適切 な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」の | 屋外の火災区域は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するために， 「ㅁ (3) (i ) a . (c-1-2)火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物，系統及び機器の抽出」に示す安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置する区域を火災区域として設定する。（1）f <br> また，火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等に応 じて分割して設定する。（1） g <br> （c－1－2）火災防護対策を講じる安全機能を有する構築物，系統及び機器の抽出 <br> 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性が損 なわれることがないよう に，適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象とし て設計基準対象施設を設定する。（1）b | を有することを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。 <br> （11） C <br> また，屋外の火災区域 は，他の区域と分離して火災防護対策を実施するた めに，「（2）安全機能を有 する構築物，系統及び機器」において選定する機器 を設置する区域を，火災区域として設定する。② <br> また，火災区画は，建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離等，機器 の配置状況に応じて分割 して設定する。（1）（1）$g$ 重複） <br> （2）安全機能を有する構築物，系統及び機器 <br> 発電用原子炉施設は，火災によりその安全性を損 なわないように，安全重要度分類のクラス 1 ，クラス 2 及びクラス 3 に属する構築物，系統及び機器に対 して，適切な火災防護対策 を講じる設計とする。 <br> （1）（1）b（1）c重複） <br> 火災防護対策を講じる対象は，重要度分類のクラ | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 |




| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解䄧 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  |  |  | 火災が発生した場合に，放射性物質の貯蔵又は閉 じ込め機能を確保するた めに必要な構築物，系統及び機器とする。 <br> （1）【11条4】 <br> 建屋等の火災区域は，耐火壁により囲まれ，他 の区域と分離されている区域を，火炎防護上重要 な機器等の配置を系統分離も考慮して設定する。 （11）【 【11条5】 <br> 建屋内のらち，火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るための安全機能を有す る構築物，系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有す る構築物，系統及び機器 を設置する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有 する耐火壁として，3時間耐火に設計上必要なコン クリート壁厚である 150 mm 以上の壁厚を有す るコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有するこ とを確認した耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火 ダンパ）により隣接する他の火災区域と分離する |  | 放射性物質の貯蔵又は閉 じ込め機能を碓保するた めに必要な以下の構築物，系統及び機器を，「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器」として選定す る。（1）e ただし，重要度分類表における緊急時対策上重要なもの及び異常状態の把握機能の弓ち，気体廃棄物処理設備エリア排気放射線モニタについて は，設計基準事故時の監視機能であることから，その重要度を踏まえ，「放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器」として選定す る。 <br> （1）放射性物質の閉じ込め機能，放射線の遮蔽及び放出低減機能 <br> （2）原子炉冷却材圧力バウ ンダリに直接接続されて いないものであって，放射性物質を貯蔵する機能 （3）燃料プール水の補給機能 <br> （4）放射性物質放出の防止機能 <br> （5）放射性物質の貯蔵機能 （1）（1） e 重複） <br> （5）火災防護対象機器及 び火災防護対象ケーブル （2）から（4）にて抽出さ | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．火災防護設備の基本設計方針 <br> （11）引引用元：P2 <br> 同上 |





設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表



$57$
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式 - |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技述基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  | 以下とするよう設計する。 <br> （3）k <br> 安全機能を有する蓄電池を設置する火災区域又 は火災区画の換気設備は，非常用電源から給電され る送風機及び排風機によ る機械換気を行ら設計と する。 <br> それ以外の蓄電池を設置する火災区域の換気設備は，常用電源から給電さ れる送風機及び排風機に よる機械換気を行ら設計 とし，全交流動力電源喪失時に送風機及び排風機が停止した場合は，送風機及 び排風機が復帰するまで蓄電池を充電しない運用 とする。 <br> ii．気体廃棄物処理系設備 <br> 気体廃棄物処理系設備 は，蒸気式空気抽出器より抽出された水素と酸素の混合状態が燃焼限界濃度 とならないよう，排ガス再結合器によって設備内の水素濃度が燃焼限界濃度 である 4 vol $\%$ 以下となる よう設計する。 <br> 加えて，気体廃棄物処理系設備を設置する火災区域又は火災区画は，常用電源から給電されるタービ ン建屋送風機及び排風機 による機械換気を行うこ |  |  |  |


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】

| 技術基準規則•解积 |  | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （4）防爆 <br> 防爆型の電気•計装品 を使用するとともに，必要な電気設備に接地を施 すこと。（3）。 |  |  |  | 障を想定しても換気は可能である。③ <br> d．防爆 <br> 火災区域に対する防爆 について，以下の設計とす る。 <br> （a）発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備 <br> 火災区域内に設置する発火性又は引火性物質で ある潤滑油又は燃料油を内包する設備は， <br> 「1．6．1．2．1（1）a．漏えい の防止，拡大防止」に示す ように，溶接構造，シール構造の採用による潤滑油又は燃料油の漏えい防止対策を講じる設計とする とともに，万一，漏えいし た場合を考慮し堰等を設置することで，漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大 することを防止する設計 とする。 1 1（3）b 重複） <br> なお，潤滑油又は燃料油 が設備の外部へ漏えいし ても，引火点は発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する室内温度よ りも十分高く，機器運転時 の温度よりも高いため，可燃性の蒸気となることは ない。 4 <br> また，燃料油である軽油 |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


62

要求事項との対比表
技術基準規則•解釈

63


|  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解积 | 実用発䨋用原子炬 及びその附属施設の 火炎防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  |  | （2）水素を内包する設備の対策 <br> 水素を内包する設備及 び機器には，気体廃重物処理設備及び蓄電池があ る。 <br> これらの設備及び機器 は，以下に示す漏えい防止及び換気等による防爆対策を講じることにより火災の発生を防止する。 <br> a．配管及び機器は原則溶接構造とし，弁は溶接構造，ベローズ弁等 の漏えい防止構造とす る。 <br> b．溶接構造としている配管設置区域以外は，以下に示すとおり換気 | 水素を内包する設備の らち気体廃重物処理系設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は水素の漏えいを考慮した溶接構造とし，弁グランド部か ら水素の漏えいの可能性 のある弁は，ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行ら設計とし，水素を内包する設備の火災によ り，発電用原子炉施設の安全機能を損なわないよ う，壁の設置による配置上の考慮を行ら設計とす る。 <br> （3）f（3）g（3）h（3）i【11条16】 <br> 水素を内包する設備で |  | 系ディーゼル発電機を7日間連続運転するために必要な量を貯蔵すること を考慮した設計とする。 <br> （3）$e$ <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域内における，発火性又は引火性物質であ る水素の貯蔵機器として は，格納容器内雰囲気モニ夕校正用水素ボンべがあ るが，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用とすることで，火災区域内に水素の貯蔵機器は設置しない設計とする。（3）1 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）f引用元：P12 <br> （3）g引用元：P18 <br> （3）h引用元：P19 <br> （3）i引用元：P13 <br> 同上 |


|  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発䨋用原子炬 及びその附属施設の 火炎防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  |  | により雰囲気中での水素の滞留を防止する。 <br> （a）気体廃棄物処理設備の構成機器を設置す る区画は，空調設備に て換気する。 <br> （b）蓄電池室は，充電中 に内部から水素が放出 されることから，空調設備で換気する。 <br> 【11条17】 | ある蓄電池，気体廃棄物処理系設備，発電機水素 ガス供給設備及び水素ボ ンベを設置する火災区域又は火災区画は，送風機及び排風機による機械換気を行い，水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。 <br> （3） j （3） K 【11条17】 <br> 水素ボンベは，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行ら運用とするこ とで，火災区域内に水素 の貯蔵機器は設置しない設計とする。 <br> （3）【11条18】 <br> 火災の発生防止におけ る水素漏えい検出は，蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し，水素の燃燒限界濃度である $4 \mathrm{vol} \%$ の $1 / 4$ に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発す る設計とする。 <br> （2）$(2) \mathrm{c}$ <br> 気体廃裹物処理系設備内の水素濃度について は，水素濃度計により中央制御室で常時監視がで きる設計とし，水素濃度 が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 発電機水素ガス供給設 |  |  | 表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項化伴ら差異 | （3） j 引用元：P14 <br> （3）k引用元：P15 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3）1引用元：P21 <br> 同上 <br> （2）b引用元：P11 <br> （2）c引用元：P27 |

66

| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  | 式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | （3）換気設備の対策換気設備で使用するチ ヤコールフィルタは，固体廃妻物として処理する までの間，鋼製容器内に収納し保管する。 <br> 【11条21】 | 備は，水素消費量を管理 するとともに，発電機内 の水素純度，水素圧力を中央制御室で常時監視が できる設計とし，発電機内の水素純度や水素圧力 が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 水素ボンべを作業時の み持ち込みを行う火災区域又は火災区画は，ボン べ使用時のみ建屋内に持 ち込みを行う運用とし，機械換気により水素濃度 を燃焼限界濃度以下とす るように設計することか ら，水素濃度検出器は設置しない設計とする。 <br> （2）d【11条19】 <br> 蓄電池室の換気設備が停止した場合には，中央制御室に警報を発する設計とする。また，蓄電池室 には，直流開閉装置やイ ンバータを設置しない。 （3）m（3）n【11条20】 <br> 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において，崩壊熱が発生し，火災事象に至るよ らな放射性廃棄物を貯蔵 しない設計とする。 <br> また，放射性物質を含 んだ使用済イオン交換樹 |  |  | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴亏差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | （2）d引用元：P28 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止策 <br> （3）m（3）引用元：P134 <br> 同上 |  |

67

| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  | 录式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | （2）可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するお それがある火災区域に は，滞留する蒸気又は微粉を屋外の高所に排出す |  | 脂，チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは，固体廃棄物として処理を行 うまでの間，金属容器や不燃シートに包んで保管 する設計とする。（2）e <br> 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃蓑物貯蔵設備を設置する火災区域又 は火災区画の換気設備 は，火災時に他の火災区域又は火災区画や環境へ の放射性物質の放出を防 ぐために，換気設備の停止及び風量調整ダンパの閉止により，隔離ができ る設計とする。 <br> （2） f 【11条21】 <br> 火災の発生防止のた め，火災区域において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用とし，可燃性の蒸気 が滞留するおそれがある場合は，使用する作業場所において，換気，通風，拡散の措置を行うととも に，建屋の送風機及び排風機による機械換気によ り滞留を防止する設計と する。 <br> （2）g【11条22】 <br> 火災区域又は火災区画 において，発火性又は引火性物質を内包する設備 |  | （2）可燃性の蒸気又は微粉の対策 <br> 火災区域に対する可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策については，以下 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り | （2）e引用元：P138 <br> （2）f引用元：P137 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止㸚策 <br> （2）g引用元：P25 <br> 同上 |  |



|  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  | （3）火花を発生する設備 や高温の設備等発火源と なる設備を設置しないこ と。ただし，災害の発生を防止する附帯設備を設け た場合は，この限りでな い。（2） j （2）k <br> （4）火災区域内で水素が漏えいしても，水素濃度 が燃焼限界濃度以下とな |  | 火災の発生防止のた め，発火源への対策とし て，設備を金属製の筐体内に収納する等，火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに，高温部分を保温材で覆うこと によって，可燃性物質と の接触防止や润滑油等可燃物の過熱防止を行ら設計とする。 <br> （2） j （2） k 【11条25】 |  | は微粉を高所に排出する ための設備を設置する必要はなく，電気•計装品も防爆型とする必要はない。 （b） <br> また，火災区域には金属粉や布による研磨機のよ らに静電気が溜まるおそ れがある設備を設置しな い設計とする。（2）i なお，火災区域内で電気設備が必要な箇所には，「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定 める命令」第十条，第十一条に基づく接地を施して おり，静電気が溜まるおそ れはない。（1）（3） $\mathrm{o⿳㇒⿻⿱一⿱日一丨一亍刂⿱⿱⿰㇒一日夊}$ 複） <br> （3）発火源への対策 <br> 発電用原子炉施設には，設備を金属製の筐体内に収納する等の対策を行い，設備外部に出た火花が発火源となる設備を設置し ない設計とする。 <br> また，発電用原子炉施設 には高温となる設備があ るが，高温部分を保温材で覆うことにより，可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行 ら設計とする。（2）k <br> （4）水素対策火災区域に対する水素対策については，以下の設 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防謢設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止文策 <br> （2）j引用元：P11 |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式－7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | （5）放射線分解等により発生し，蓄積した水素の急速な燃焼によって，原 |  |  |  | 気体廃棄物処理系設備 は，設備内の水素濃度が燃焼限界濃度以下となるよ うに設計するが，設備内の水素濃度については水素濃度計により中央制御室 で常時監視ができる設計 とし，水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。 <br> 発電機水素ガス供給設備は，水素消費量を管理す るとともに，発電機内の水素純度，水素圧力を中央制御室で常時監視ができる設計としており，発電機内 の水素純度や水素圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計 とする。 <br> 格納容器雰囲気モニタ校正用水素ボンべを校正作業時のみ持ち込みを行 う炎災区域又は火災区画 は，ボンベ使用時のみ建屋内に持ち込みを行う運用 とし，「1．6．1．2．1（1）c．換気」に示す機械換気によ り水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計 することから，水素濃度検出器は設置しない設計と する。（2）d <br> （5）放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 |  |  |  |





| （e） |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基漼規則•解积 | $\begin{gathered} \text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びそのの附属施設の } \\ \text { 火災防護に係る審査基準 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  | この限りではない。 <br> （4）a（4）b <br> （1）機器，配管，ダクト， トレイ，電線管，盤の筐体，及びこれらの支持構造物のうち，主要な構造材は不燃性材料を使用す ること。（4） c ，（4） d | Connections for Nuclear Power Generating Stations」（I E E E Std $383-$ 1974）又は電気学会技術報告 II 部第139号 <br> （昭和57年11月）の垂直トレイ燃焼試験に合格した難燃性ケーブ ルを使用する。また，必要に応じ延焼防止塗料を使用する。 <br> （4）建屋内における変圧器は乾式とし，遮断器は実用上可能な限り オイルレスとする。 <br> （5）安全機能を有する動力盤及び制御盤は，不燃性である鋼製の筐体，塩化ビニル等難燃性の配線ダクト及びテ フロン等実用上可能な限り難燃性の電線を使用する。 <br> （6）換気設備のフィル夕は，チャコールフィ ルタを除き難燃性のガ ラス繊維を使用する。 <br> （7）保温材は，不燃性の金属保温並びに難燃性 のロックウール，グラ スウール等を使用す る。 <br> （8）建屋内装材は，実用上可能な限り不燃性材料及び難燃性材料を使 | （4）a（4）b【11条29】 <br> 火災防護上重要な機器等のうち，機器，配管，ダ クト，トレイ，電線管，盤 の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材 は，ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計 とする。（4） c <br> ただし，配管のパッキ こ類は，その機能を確保 するために必要な代替材 | 火災に起因して他の安全機能を有する構築物，系統及び機器において火災が発生することを防止する ための措置を講じる設計 とする。（4）a <br> このうち，安全機能を有 する機器に使用するケー ブルは，原則，実証試験に より自己消火性及び延焼性を碓認した難然ケーブ ルを使用する設計とする が，（4） j 重複）核計装 ケーブルのように実証試験により延焼性を確認で きないケーブルは，難燃ケ ーブルと同等以上の性能 を有する設計又は当該ヶ ーブルの火災に起因して他の安全機能を有する構築物，系統及び機器におい て火災が発生することを防止するための措置を講 じる設計とする。（4）k | 統及び機器において火災が発生することを防止するための措置を講 じる設計とする。 <br> （4）a重複） <br> （1）主要な構造材に対す る不燃性材料の使用 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器のうち，機器，配管，ダクト，トレ 1，電線管，盤の筐体及び これらの支持構造物の主要な構造材は，火災の発生防止及び当該設備の強度確保を考慮し，ステンレス鋼，低合金鋼，炭素鋼等の金属材料又はコンクリー卜等の不燃性材料を使用 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | （4）b引用元：P31 <br> 火災防護設備 <br> 1．1．2 不燃性材料又は難燃性材料の使用 <br> （4） 引用元：P33 |










|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式 -7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
| 【解釈】 <br> 2 第1号口（2）に規定 する「安全施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困 | （参考） <br> 「当該構築物，系統及 び機器の機能を確保する ために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合 |  |  |  | き，第三者機関において防炎物品の試験を実施し，防炎性能を有することを確認した材料を使用する設計とする。（4）i <br> 一方，管理区域の床に耐放射線性及び除染性を確保すること，原子炉格納容器内部の床及び壁には耐放射線性，除染性及び耐腐食性を確保することを目的としてコーティング剤 を塗布する設計とする。こ のコーティング剤は，「建築基準法施行令｣第一条の六に基づく難燃性が確認 された塗料であること，不燃性材料であるコンクリ ート表面に塗布すること，加熱源を除去した場合は その燃焼部が広がらない こと，原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する安全機能を有する構築物，系統及び機器には不燃性材料又は難燃性材料を使用 し周辺には可燃物がない ことから，当該コーティン グ剤が発火した場合にお いても他の構築物，系統及 び機器において火災を生 じさせるおそれは小さい。 （4） h |  |  |  |



| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可中請書 本文 | $\begin{gathered}\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 添付書類八 }\end{gathered}$ | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
| 八 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。（5） | 2．1．3 落雷，地震等の自然現象によって，原子炉施設内の構築物，系統及 び機器に火災が発生しな いように以下の各号に掲 げる火災防護対策を講じ た設計であること。 <br> （5）a <br> （1）落雷による火災の発生防止対策として，建屋等に避雷設備を設置す ること。 <br> （5） | 2.4 落雷，地震等の自然現象による火災発生防止策 <br> 原子炉施設内の構築物，系統及び機器は，以下 のとおり落雷，地震の自然現象により火災が生じ ることがないように防護 した設計とする。 <br> 【11条40】 <br> 2．4．1 避雷設備 <br> 原子炉施設の避雷設備 として，「建築基準法施行令」に従い，原子炉格納施設等に避雷針を設け，落雷による火災発生を防止 する。 <br> 【11条40－1】 | 1．1．3 自然現象による火災の発生防止 <br> 自然現象として，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を考慮する。 <br> これらの自然現象のら ち，火災を発生させるお それのある落雷，地震，竜巻（風（台風）を含む。）及び森林火災について， これらの現象によって火災が発生しないように，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。 （5） <br> 落雷によって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生しないよう，避雷設備 の設置及び接地網の敷設 を行う設計とする。 <br> （5）b【11条40】 | （c－2－3）自然現象による火災の発生防止 <br> 女川原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象とし て，地震，津波，洪水，風 （台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出した。 <br> これらの自然現象のう ち，火災を発生させるおそ れのある落雷及び地震に ついて，これらの現象によ つて火災が発生しないよ らに，以下のとおり火災防護対策を講じる設計とす る。（5）a | 1．6．1．2．3 自然現象によ る火災の発生防止 <br> 女川原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象とし ては，地震，津波，洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災及び高潮を抽出した。 1（（5）a重複） <br> これら自然現象のうち，津波，森林火災及び童巻 （風（台風）含む。）につ いては，それぞれの現象に対して，発電用原子炬施設 の安全機能が損なわれな いように防護することで，火災の発生を防止する設計とする。（5）d <br> 生物学的事象のうちネ ズミ等の小動物の影響に ついては，侵入防止対策に より影響を受けない設計 とする。 8 〉 <br> 凍結，降水，積雪，高潮及び生物学的事象のうち クラゲ等の海生生物の影響については，火災が発生 する自然現象ではなく，火山の影響についても，火山 から発電用原子炉施設に到達するまでに火山灰等 が冷却されることを考慮 すると，火災が発生する自然現象ではない。 8＞ | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．3 自然現象によ災の発生防止 |  |


|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式－7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  | 落雷によって，発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器に火災が発生し ないように，避雷設備の設置及び接地網の敷設を行 ら設計とする。（5）b | 地滑り及び洪水は，立地的要因により，発電用原子炉施設の安全機能を有す る構築物，系統及び機器に影響を与える可能性がな いため，火災が発生するお それはない。 8 し したがっ て，落雷，地震について， これらの現象によって火災が発生しないように，以下のとおり火災防護対策 を講じる設計とする。 22 <br> （1）落雷による火災の発生防止 <br> 発電用原子炉施設内の構築物，系統及び機器は，落雷による火災発生を防止するため，地盤面から高 さ 20 m を超える構築物に は「建築基準法」に基づき「JIS A 4201 建築物等の避雷設備（避雷針）（1992年度版）」又は「JIS A 4201建築物等の雷保護（2003年度版）」に準拠した避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。〈 1（5）b重複） <br> 送電線については，架空地線を設置する設計とす ると ともに，「1．6．1．2．1（6）過電流に よる過熱防止対策」に示す とおり，故障回路を早期に遮断する設計とする。 <br> 【避雷設備設置箇所】 |  |  |  |


|  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書頪八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| 二水素の供給設備その他の水素が内部に存在す る可能性がある設備にあ っては，水素の燃焼が起 きた場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう施設する こと。（6） | （2）安全機能を有する構築物，系統及び機器は，十分な支持性能をもつ地盤 に設置するとともに，自 らが破壊又は倒壊するこ とによる火災の発生を防止すること。なお，耐震設計については実用発電用原子炬及びその附属施設 の位置，構造及び設備の基準に関する規則の解釈 （原規技発第 1306193 号 （平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））に従うこと。（5） c | 2． 4.2 耐震設計 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の耐震設計上の重要度分類に従った耐震設計を行い，破損又は倒壊を防ぐこと により火災発生を防止す る。【11条41】 | 火災防護上重要な機器等は，耐震クラスに応じ て十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とす るとともに，「実用発電用原子炬及びその附属施設 の技術基準に関する規則 の解釈」（平成 25 年 6 月 19日原子力規制委員会） に従い，耐震設計を行う設計とする。 <br> （5）【 【11条41】 <br> 火災防護上重要な機器等は，森林火災から，防火帯による防護により，火災発生防止を講じる設計 とし，竜巻（風（台風）を含む。）加ら，竜巻防護対策設備の設置等により，火災の発生防止を講じる設計とする。 <br> （5）d【11条42】 | 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，耐震 クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置 する設計とするとともに， <br> 「設置許可基準規則」第四条に示す要求を満足する よう，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関 する規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。 （5） | - 原子炉建屋 <br> - タービン建屋 <br> - 制御建屋 <br> - 排気筒（3） <br> （2）地震による火災の発生防止 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，耐震 クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置 するとともに，自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止する設計とする。 <br> なお，耐震については「設置許可基準規則」第四条に示す要求を満足する ように，「設置許可基準規則の解釈」に従い耐震設計 を行ら設計とする。 <br> （1）（5）c重複） | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．1．3 自然現象による火災の発生防止 <br> 同上 <br> （5）d引用元：P43 |




| （e） |  |  |  |  |  |  |  | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解䄧 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 <br> 添付書頑八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  | 象による火災の発生防止」で抽出した自然現象 に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持 できる設計とする。 <br> 火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置さ れた火災防護上重要な機器等の耐震クラスに応じ て，地震に対して機能を維持できる設計とする。 <br> （9）a【11条44】 | 及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。 <br> 火災感知設備及び消火設備については，設けられ た火災区域及び火災区画 に設置された安全機能を有する構築物，系統及び機器の耐震クラスに応じて，地震に対して機能を維持 できる設計とする。（9）a ま た，消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合においても，原子炉を安全に停止させるための機能を損なわない設計と する。（10a | 影響」に示す。② <br> このちち，火災感知設備及び消火設備が，地震等の自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持され，（9）b かつ，安全機能を有する構築物，系統及び機器の耐震クラスに応じて，機能を維持できる設計とすることを「1．6．1．3．3 自然現象の考慮」に示す。また，消火設備は，破損，誤動作又は誤操作が起きた場合にお いても，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持するための機能を損な わない設計とすることを「1．6．1．3．4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作に よる安全機能への影響」に示す。② | $y$ <br> 追加要求事項に伴ら差異 |  |  |
|  | （1）火災感知設備 <br> （1）各火災区域における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定し，早期に火災を感知 できるよう固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等（感知器及びこ れと同等の機能を有する機器をいう。以下同じ。） をそれぞれ設置するこ と。また，その設置に当た | 3.1 火災報知設備 <br> 火災報知設備は，火災感知器及び火災受信機等 で構成する。 <br> 3．1．1 火災感知器 <br> 火災感知器は，火災の発生による原子炉に外乱 が及び，かつ，原子炉保護設備又は工学的安全施設作動設備の作動を要求さ れる場合の高温停止を達成するに必要な系統及び機器，原子炉を低温停止 するに必要な系統及び機 | 1．2．1 火災感知設備 <br> 火災感知設備の火災感知器は，火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置 する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等の種類に応じ，火災 を早期に感知できるよ う，固有の信号を発する アナログ式の煙感知器及 | （c－3－1）火災感知設備 <br> 火災感知器は，環境条件 や火災の性質を考慮して型式を選定し，固有の信号 を発する異なる種類を組 み合わせて設置する設計 とする。火災感知設備は，外部電源喪失時において も火災の感知が可能なよ うに電源確保を行い，中央制御室で常時監視できる設計とする。回（8）k 重複） | 1．6．1．3．1 火災感知設備 <br> 火災感知設備は，安全機能を有する構築物，系統及 び機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知できるように設置する設計とする。 <br> 火災感知器と受信機を含む火災受信機盤等で構成される火災感知設備は，以下を踏まえた設計とす る。 1（ ${ }^{(8) b}$ 重複） <br> （1）火災感知器の環境条 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．1 火災感知設借 |  |




設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  | 様式－7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  | 室（補機ポンプエリア））屋外区域（海水ポンプ室 （補機ポンプエリア））は，区域全体の火災を感知す る必要があるが火災によ る煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難であること及び降水等 の浸入により火災感知器 の故障が想定されること から，アナログ式の屋外仕様の赤外線感知機能を備 えた熱感知カメラ及び非 アナログ式の屋外仕様の炎感知器（8）eをそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がない ように設置する設計とす る。（8i <br> e．軽油タンクエリア <br> 軽油タンクエリアは，万一の機器破損による漏え いで引火性又は発火性の雰囲気を形成する可能性 があるため，火災を早期に感知できるよう，非アナロ グ式の防爆型で，かつ固有 の信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器（8）f を設置する設計と する。 <br> f．蓄電池室 <br> 水素による引火性又は発火性の雰囲気を形成す るおそれのある場所（蓄電池室）は，万一の水素濃度 の上昇を考慮し，火災を早 |  |  |  |












|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則－解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防謢に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | ように，電源を確保する設計であること。（8）ab，8） ac <br> f．消火設備は，故障警報 を中央制御室に吹鳴する設計であること。（8）ak <br> g．原子炉の高温停止及 び低温停止に係る安全機能を有する構築物，系統及び機器相互の系統分離 を行らために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は，系統分離に応じた独立性 を備えた設計であるこ と。（8）y（8） <br> h．原子炉の高温停止及 び低温停止を達成し，維持するための安全機能を有する構築物，系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であっ て，火災時に煙の充満，放射線の影響等により消火活動が困難なところに は，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。① | ある消火排水が建屋外へ流出するおそれがある場合には，建屋外に通じる出入口部に堰又はトレン チあるいは床面スロープ を設置し，消火排水を床 ドレンより液体廃蓑物処理設備に導く。 <br> 【11条50－2】 <br> 3．2．3 消火用水供給設備 <br> 消火栓への消火用水供給設備は，消火水槽（第1， 2 号機共用（以下同じ。）），消火ポンプ（第1，2号機共用（以下同じ。））及び消火系配管等で構成する。消火用水は，消火ポンプ で建屋内外に布設された消火系配管に導かれ，必要箇所に送水される。ま た，消火ポンプ故障時に は，中央制御室に警報を発信する。 <br> 【11条50－3】 <br> 3.3 消火設備の破損，誤作動又は誤操作対策消火設備は，以下のと おり破損，誤作動又は誤操作によって安全機能を有する構築物，系統及び機器の安全機能を震失し ないようにする。 <br> （1）消火設備は，安全機能を有する構築物，系 | 護設備の基本設計方針に て確認する。 <br> （10）【11条50】 <br> 原子炉格納容器は，運転中は窒素に置換され火災は発生せず，内部に設置された火災防護上重要 な機器等が火災により機能を損ならおそれはない ことから，原子炉起動中並びに低温停止中の状態 に対して措置を講じる設計とし，消火については，消火器又は消火栓を用い た消火ができる設計とす る。火災の早期消火を図 るために原子炉格納容器内の消火活動の手順を定 めて，自衛消防隊の訓練 を実施する。 <br> （8n（8）【11条51】 <br> なお，原子炉格納容器内において火災が発生し た場合，原子炉格納容器 の空間体積（約 $7650 \mathrm{~m}^{3}$ ） に対してパージ用排風機 の容量が約 $24000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ で あることから，煙が充満 しないため，消火活動が可能であることから，消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とす る。 <br> （8）【11条52】 | 消火を優先する設計とし， －（（8）aa重複）水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とす る。また，屋内，屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに，移動式消火設備を配備する設計 とする。回（8）aj重複） <br> 消火設備の消火剤は，想定される火災の性質に応 じた十分な容量を配備し， （8） s 管理区域で放出され た場合に，管理区域外への流出を防止する設計とす る。（1）（8ai重複） | 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は， <br> 「b．火炎発生時の煙の充満又は放射線の影響によ り消火活動が困難となら ない火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火災区画を除き，火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものと して選定する。①（8）1 重複） <br> b．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画 の選定 <br> 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な構築物，系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のう ち，消火活動が困難となら ないところを以下に示す。 －1（8）m重複） <br> （a）屋外の火災区域（海水 ポンプ室（補機ポンプエリ ア），軽油タンクエリア及 び燃料移送ポンプ室） <br> 海水ポンプ室（補機ポン プエリア），軽油タンクエ リア及び燃料移送ポンプ | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | （10b引用元：P103 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> 88引引用元：P107 <br> 80）引用元：P118 <br> 同上 <br> （8）p引用元：P74 |  |




| 設計及び工事に係 <br> 【第11条 火災に | 質マネジメントシ損傷の防止】 | ムに関する說 | る様式—7 <br> 要求事 | 対比表 |  |  | けるための付番 <br> 別添－1） | 様式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解秋 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防謢に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  | iv．フィルタ装置室 <br> 室内に設置している機器は，フィルタ装置，電線管等である。これらは，不燃性材料又は泰燃性材料 で構成されており，ケーブ ルは電線管及び金属製の可とら電線管で敷設する設計とする。⑨ v 。移動式炉心内計装系装置室 <br> 室内に設置している機器は，移動式炬心内計装系装置等である。これらは，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケー ブルは電線管及び金属製 の可とう電線管で敷設す る設計とする。（9） vi．高圧代替注水系ポンプ室，残留熱除去系バルブ室，残留熱除去系熱交換器室，計装ペネトレーション室 <br> 室内に設置している機器は，ポンプ，電動弁，熱交換器等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケ ーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設 する設計とする。（9） vii．制御棒駆動機構補修室，メンテナンス室室内に設置している機器は，制御盤，揚重機等で ある。これらは，不燃性材 |  |  |  |




設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】

| 要求事項との対比表 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書 添付書頪八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  |  |  |  |  | 室 <br> 室内に設置している機器は，原子炉建屋ブローア ウトパネル及び原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置等である。これら は，不燃性材料又は難燃性材料で構成されており，ケ ーブルは電線管及び金属製の可とう電線管で敷設 する設計とする。⑨ <br> （c）中央制御室 <br> 中央制御室は，常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知及び消火活動が可能であ り，火災が拡大する前に消火可能であること，万一火災によって煙が発生した場合でも「建築基準法」に準拠した容量の排煙設備 によって排煙が可能な設計とすることから，消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。（9） <br> なお，中央制御室床下ケ ーブルピットは，速やかな火災発生場所の特定が困難であると考えられるこ とから，固有の信号を発す る異なる種類の火災感知設備（煙感知器と熱感知器）及び自動消火設備であ る局所ガス消火設備を設置する設計とする。①（8） |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | q重複） |  |  |
|  |  |  |  |  | （d）原子炉格納容器原子炉格納容器内にお |  |  |
|  |  |  |  |  | いて万一火災が発生した場合でも，原子炉格納容器 |  |  |
|  |  |  |  |  | の空間体積（約7， $650 \mathrm{~m}^{3}$ ）に |  |  |
|  |  |  |  |  | してパージ用排風機の |  |  |
|  |  |  |  |  | 容量が $24,000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であ |  |  |
|  |  |  |  |  | り，排煙が可能な設計とす |  |  |
|  |  |  |  |  | とから，消火活動が困 |  |  |
|  |  |  |  |  | 難とならない火災区域又 |  |  |
|  |  |  |  |  | は火災区画として選定す |  |  |
|  |  |  |  |  | る。①（8） 重複）$^{\text {a }}$ |  |  |
|  |  |  |  |  | （e）トーラス室 |  |  |
|  |  |  |  |  | トーラス室において万 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災が発生した場合で |  |  |
|  |  |  |  |  | ，トーラス室の空間体積 |  |  |
|  |  |  |  |  | （約 $11,000 \mathrm{~m}^{3}$ ）に対して換 |  |  |
|  |  |  |  |  | 風量が $21,600 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ であ |  |  |
|  |  |  |  |  | り，排煙が可能な設計とす |  |  |
|  |  |  |  |  | ることから，消火活動が困 |  |  |
|  |  |  |  |  | ならない火災区域又 |  |  |
|  |  |  |  |  | 区画として選定す |  |  |
|  |  |  |  |  | る。 |  |  |
|  |  |  |  |  | c．火災発生時の煙の充満 |  |  |
|  |  |  |  |  | 又は放射線の影響により |  |  |
|  |  |  |  |  | 消火活動が困難となる火 |  |  |
|  |  |  |  |  | 災区域又は火災区画に設 |  |  |
|  |  |  |  |  | 置する消火設備 |  |  |
|  |  |  |  |  | 火災発生時の煙の充満 |  |  |
|  |  |  |  |  | 又は放射線の影響により |  |  |
|  |  |  |  |  | 消火活動が困難となる火 |  |  |
|  |  |  |  |  | 災区域又は火災区画は，自 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

要求事項との対比表
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】


| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  | 様式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  | ら設計とする。①（8）m 重複） <br> （c）中央制御室 <br> 火災発生時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならな い中央制御室には，全域が ス消火設備及び局所ガス消火設備は設置せず，消火器で消火を行う設計とす る。中央制御室制御盤内の火災については，電気機器 への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う。中央制御室床下ケーブルピ ットについては，自動消火設備である局所ガス消火設備を設置する設計とす る。（8） <br> （d）原子炉格納容器 <br> 原子炉格納容器内にお いて万一火災が発生した場合でも，原子炉格納容器 の空間体積（約7，650m³）に対してパージ用排風機の容量が $24,000 \mathrm{~m}^{3} / \mathrm{h}$ である ことから，煙が充満しない ため，消火活動が可能であ る。 <br> したがって，原子炉格納容器内の消火については，消火器を用いて行ら設計 とする。また，消火栓を用 いても対応できる設計と する。（8p <br> （e）トーラス室 <br> トーラス室において万 |  |  |  |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  | はない。 <br> （c）使用済樹脂貯蔵槽，浄化系沈降分離槽 <br> 使用済樹脂貯蔵槽，浄化系沈降分離槽は，金属とコ ンクリートに覆われてお り，槽内は水で満たされて いることから，火災の発生並びに煙の充満のおそれ はない。 99 <br> c．火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域又は火災区画のうち，火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響 により消火活動が困難と なる火災区域又は火災区画は，自動又は中央制御室 からの手動操作による固定式消火設備である全域 ガス消火設備を設置し消火を行う設計とする。な お，この固定式消火設備に使用するガスは，「消防法施行規則」を踏まえハロゲ ン化物消火剤とする。ただ し，以下については，上記 と異なる消火設備を設置 し消火を行う設計とする。 －（8）1 重複） |  |  |




|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式－7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 及びその附属施設の 火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | （2）消火剤に水を使用す る消火設備については， （1）に掲げるところによる ほか，以下に掲げるとこ ろによること。 <br> a．消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は，多重性又は多様性を備え た設計であること。 8 x |  | 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又 は火災区画の消火設備 は，以下の設計を行う。 <br> （8）【11条55】 |  | する。よって，「消防法」又は「建築基準法」に基づ く消火設備で消火する設計とする。〈1〉（8）m重複） <br> （3）消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 <br> 消火用水供給系の水源 は，屋内の火災区域又は火災区画用としては，1号炉及び2号炉共用の消火水槽（約 $110 \mathrm{~m}^{3}$ ），消火水タン ク（約 $110 \mathrm{~m}^{3}$ ）を設置し，多重性を有する設計とする。 また，屋外の火災区域用と しては，屋外消火水タンク （約 $100 \mathrm{~m}^{3}$ ）を 2 基設置し多重性を有する設計とす る。 <br> 屋内消火用水供給系の消火ポンプは，電動機駆動消火ポンプを 2 台設置し，多重性を有する設計とす る。なお，消火ポンプにつ いては外部電源喪失時で あっても機能を喪失しな いよう，非常用電源から受電する設計とする。 1 〉（ 8 ） $a b$ 重複） <br> 屋外消火用水供給系の消火ポンプは，電動機駆動消火ポンプ，ディーゼル駆動消火ポンプをそれぞれ | 基準要求への適合性を明 <br> 確化 <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表


| 設計及び工事に傜 <br> 【第11条 火災 | 質マネジメントシ損傷の防止】 | ムに関する詋 | る様式－7 <br> 要求事 | との対比表 | 関する記載（付番及び下線） <br> 午可本文及び添付書類八からの引用以外の記 <br> 基本設計方針（後）との対比 <br> 則と基本設計方針（後）との対比 <br> 十（前）と基本設計方針（後）との対比 |  <br>  <br>  | るための付番 <br> 別添－1） | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  |  | 消火設備は，火災の火炎等による直接的な影響，流出流体等による二次的影響を受けず，安全機能を有 する構築物，系統及び機器 に悪影響を及ぼさないよ万設置し，（8）ad 外部電源喪失時の電源確保を図る とともに，中央制御室に故障警報を発する設計とす る。回（111）v重複）また，防火ダンパを設け煙の二次的影響が安全機能を有す | 及び容器弁について，単一故障を想定しても，系統分離された火災区域又は火災区画に対して消火設備が同時に機能喪失しない設計とする。具体的には，容器弁及び ボンべを必要数より 1 つ以上多く設置する。ま た，容器弁の作動のため の圧力信号についても動的機器の単一故障に より同時に機能を喪失 しない設計とする。さら に，選択弁を介した一つ のラインで系統分離さ れた相互の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを消火する場合は，当該選択弁を多重化する。（8） <br> （5）火災に対する二次的影響の考慮 <br> 全域がス消火設備は，電気絶縁性の高いガスを採用することで，火災が発生 している火災区域又は火災区画からの火災の火炎，熱による直接的な影響の みならず，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響 を，火災が発生していない安全機能を有する構築物，系統及び機器に及ぼさな い設計とする。また，防火 ダンパを設け煙の二次的 |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】


| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可中請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  | （1）消火設備の消火剤 の容量 <br> a．消火設備の消火剤 は，想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため，「消防法施行規則」及び試験結果に基づく容量を配備する設計とする。 <br> （8）s（8）t【11条56】 |  |  | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防謢設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8） s 引用元：P63 |  |












|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式 -7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 <br> 及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | （1）凍結するおそれがあ る消火設備は，凍結防止対策を講じた設計である こと。（9） e | 3.4 自然現象に対する火災報知設備及び消火設備の性能維持 <br> 火災報知設備及び消火設備の耐震重要度分類は C クラスとする。また，屋外消火栓は凍結防止構造 とする。さらに，消火設備 を内蔵する建屋，構築物等は，台風に対し消火設備の性能が著しく阻害さ れないよう建築基準法施行令等に基づき設計す る。 <br> 【11 条 73】 | （6）消火設備に対する自然現象の考慮 <br> a．凍結防止対策 <br> 屋外消火設備の配管 は，保温材により配管内部の水が凍結しない設計 とする。 <br> 屋外消火栓は，凍結を防止するため，自動排水機構により消火栓内部に水が溜まらないような構造とする設計とする。 <br> （9） e 【11 条 73】 |  | の影響，高潮及び生物学的事象については，「（4）想定すべきその他の自然現象に対する対策について」 に示す対策により機能を維持する設計とする。ま た，森林火災についても，「（4）想定すべきその他 の自然現象に対する対策 について」に示す対策によ り機能を維持する設計と する。 2 <br> （1）凍結防止対策 <br> 屋外に設置する火災感知設備及び消火設備は，女川原子力発電所において考慮している最低気温— $14.6^{\circ} \mathrm{C}$ まで気温が低下し ても使用可能な火災感知設備及び消火設備を設置 する設計とする。（9）C <br> 屋外消火設備の配管は，保温材により配管内部の水が凍結しない設計とす る。 <br> 屋外消火栓本体はすべ て，凍結を防止するため，消火栓内部に水が溜まら ないような構造とし，自動排水機構により通常は排水弁を通水状態，消火栓使用時は排水弁を閉にして放水を可能とする地上式 （不凍式消火栓型）を採用 する設計とする。（9）e | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 |  |


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】






| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
| ロ 消火設備にあっては， その損壊，誤作動又は誤操作が起きた場合におい ても発電用原子炉施設の安全性が損なわれること がないこと。（10） | 2．2．3 安全機能を有する構築物，系統及び機器は，消火設備の破損，誤動作又は誤操作によって，安全機能を失わない設計で あること。また，消火設備 の破損，誤動作又は誤操作による溢水の安全機能 への影響について「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」により確認 すること。）（10a，（10b |  | （8）aq【11条80】 <br> e．ケーブル処理室 <br> ケーブル処理室は，消火活動のため 2 箇所の入口を設置する設計とす る。 <br> 区分IIIケーブル処理室 は，消火活動のための入口は 1 箇所であるが，部屋の大きさが狭く，室内 の可燃物は少量のケーブ ルトレイのみであるた め，火災が発生した場合 においても，入口から消火要員による当該室全域 の消火活動を行うことが可能な設計とする。 <br> （8）ar 【11 条 81】 |  | 1．6．1．3．4 消火設備の破損，誤動作又は誤操作によ る安全機能への影響 <br> 全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備で使用 するハロゲン化物消火剤 は電気絶縁性が大きく揮発性も高いことから，設備 の破損，誤作動又は誤操作 により消火剤が放出され ても電気及び機械設備に影響を与えないため，火災区域又は火災区画に設置 するガス消火設備には，全域ガス消火設備，局所ガス消火設備を選定する設計 とする。 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | （8）aq引用元：P136 <br> 火災防護設備 <br> 1．2．2 消火設備 <br> （8）ar引用元：P133 |  |








|  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子灲及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  |  |  | 離等による分離対策，高感度煙検出設備の設置に よる早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え，火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失しても，他 の区画の制御盤は機能が維持されることを確認す ることにより，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持ができること を確認し，上記（1）と同等 の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。 <br> （11） n 【11条91】 <br> 離隔距離等による分離 として，中央制御室制御盤については，安全系区分ごとに別々の盤で分離 する設計とし，1つの制御盤内に複数の安全系区分 |  | 転員の操作性及び視認性向上を目的として近接し て設置することから，互い に相違する系列の水平距離を 6 m 以上確保するこ とや互いに相違する系列 を1時間の耐火能力を有 する隔壁等で分離するこ とが困難である。（1） このため，中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケー ブルは，以下の（a）～（c）に示すとおり，実証試験結果 に基づく離隔距離等によ る分離対策，高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動に加え，火災により中央制御室制御盤の 1 つの区画の安全機能が全て喪失 しても，他の区画の制御盤 は機能が維持されること を確認することにより，原子炬の高温停止及び低温停止の達成，維持ができる ことを確認し，火災の影響軽減のための対策を講じ る設計とする。（11）n <br> （a）離隔距離による分離中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは，運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置す | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 |




設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】






| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  | る2種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置する設計とする。 <br> （11）ac【11条105】 <br> c．原子炉格納容器内の消火については，運転員及び初期消火要員による消火器を用いた速やかな消火活動により消火がで きる設計とする。また，消火栓を用いた消火ができ る設計とする。（11）ad（11）ae <br> 起動中又は停止過程の空気環境において，原子炉格納容器内が広範囲な火災となり原子炬格納容器内への入域が困難な場合には，原子炉格納容器内を密閉状態とし内部の窒息消火を行う設計とす る。 <br> なお，原子炬格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生 した場合には，火災によ る延焼防止の観点から窒素封入作業の継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し，早期の消火活動を実施する。 <br> （11）af【11条106】 |  | は，アナログ式の異なる2種類の火災感知器（煙感知器及び熱感知器）を設置す る設計とする。（11）ac <br> iii．消火設備 <br> 原子炉格納容器内の消火については，消火器を使用する設計とする。また，消火栓を用いた消火がで きる設計とする。（11）ae <br> 火災の早期消火を図る ために，原子炬格納容器内 の消火活動の手順を定め て，自衛消防隊の訓練を実施する。（8） <br> また，起動中又は停止過程の空気環境において，原子炉格納容器内が広範囲 な火災となり原子炉格納容器内への入域が困難な場合には，原子炉格納容器内を密閉状態とし内部の窒息消火を行ら設計とす る。 <br> なお，原子炉格納容器内点検終了後から窒素置換完了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生し た場合には，火災による延焼防止の観点から，窒素封入開始後，約 2 時間 20 分 を目安に窒素封入作業の継続による窒息消火又は窒素封入作業を中止し，早期の消火活動を実施する。 （11） af | り追加要求事項に伴ら差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> （11）ad引用元：P107 |  |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】



| 設計及び工事に係 <br> 【第11条 火災 | 質マネジメントシ る損傷の防止】 | ムに関する説 | 系る様式 -7 <br> 要求事 | 対比表 | と関する記載（付番及び下線） <br> 䚉則と基木設計方鈝（後）との対比方針（前）と基本設計方鈝（後）との対比 |  | けるための付番 <br> 別添 -1 ） | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解䄧 | 実用発電用原子炉 及びとの附属施設の 火炎防護に係る番查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | （3）放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能を有する |  |  |  | の影響軽減対策を行ら設計とする。 <br> 原子炉格納容器内の火災防護対象機器は，系統分離の観点から安全系区分 I と安全系区分II機器の水平距離を 6 m 以上確保 し，安全系区分I と安全系区分 II 機器の間において可燃物が存在することの ないように，異なる区分の機器間にある介在物（ケー ブル，電磁弁）については金属性の筐体に収納する ことで延焼防止対策を行 ら設計とする。 <br> 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは，単一火災によって複数区分 が機能喪失することのな いように，消火活動を開始 するまでの時間の耐火性能を確認した電線管又は金属製の蓋付ケーブルト レイに敷設する設計とす る。 <br> また，保守的な評価とし <br> て，火災による原子炉格納容器内の安全機能の全喪失を仮定した評価を行い，原子炉の高温停止及び低温停止の達成及び維持が，運転員の操作と相まって，可能である設計とする。 （1） <br> （5）放射性物質の貯蔵又 は閉じ込め機能に関わる |  |  |  |


| 及び工事に係 <br> 11条 火災に | 質マネジメントシ る損傷の防止】 | ステムに関する説明 | に係る様式－7 <br> 要求事項 | 対比表 | 関する記載（付番及び下線）許可本文及び添付書類八からの引用以外の記许可と基本設計方針（後）との対比規則と基本設計方針（後）との対比方針（前）と基本設計方針（後）との対比 |  |  <br>  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技訹基準規則•解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \end{array} \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  | 構築物，系統及び機器が設置される火災区域につ いては， 3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁によ って他の火災区域から分離されていること。（11i <br> （4）換気設備は，他の火災区域の火，熱，又は煙が安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域に悪影響を及ぼさないように設計す ること。また，フィルタの延焼を防護する対策を講 じた設計であること。 <br> （11）ag，（11）ah | 4.3 その他の軽減対策 <br> （1）中央制御室で煙が発生した場合には，中央制御室空調設備で排煙できるようにする。【11条107】 | （4）換気設備に対する火災の影響轾減対策 <br> 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又 は火災区画に設置する換気設備には，他の火災区域又は火災区画の境界と なる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火ダンパを設置する設計とする。 （11）ag【11条107】 <br> 換気設備のフィルタ は，チャコールフィルタ を除き難燃性のものを使用する設計とする。 <br> （11）ah【11条108】 |  | 火災区域の分離 <br> 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物，系統及び機器を設置 する火災区域は，3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として， 3 時間耐火に設計上必要な 150 mm 以上 の壁厚を有するコンクリ ート壁や火災耐久試験に より 3 時間以上の耐火能力を有することを確認し た耐火壁（貫通部シール，防火扉，防火ダンパ）によ り，隣接する他の火災区域 と分離する設計とする。 （1）（11）i重複） <br> （6）換気設備による火災 の影響軽減対策 <br> 安全機能を有する構築物，系統及び機器を設置す る火災区域に設置する換気設備には，他の火災区域又は火災区画への火，熱又 は煙の影響が及ばないよ ら，火災区域又は火災区画 の境界となる箇所に 3 時間耐火性能を有する防火 ダンパを設置する設計と する。（11）ag <br> 換気設備のフィルタは，「1．6．1．2．2（4）換気設備 のフィルタに対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」に示すとおり，チャ コールフィルタを除き難 | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 <br> 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> 同上 <br> （11）ah引用元：P125 |



| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第11条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解䄧 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  | （6）油タンクには排気フ アン又はベント管を設 け，屋外に排気できるよ らに設計されているこ と。（11）ak <br> （参考） <br> （1）耐火壁の設計の妥当性が，火災耐久試験によ って確認されているこ と。 <br> （2）－ 1 隔壁等の設計の妥当性が，火災耐久試験 によって確認されている こと。 <br> （2）－ 2 系統分離を b．（6 m 離隔＋火災感知•自動消火）または c。（1 時間 の耐火能力を有する隔壁等 + 火災感知•自動消火） に示す方法により行う場合には，各々の方法によ り得られる火災防護上の効果が，a．（3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等）に示す方法によって得られる効果と同等であ ることが示されているこ と。この場合において，中央制御室においては，自動消火に代えて，中央制御室の運転員による手動消火としても差し支えな い。 | （2）油タンクには，火災 に起因した爆発を防ぐ ためにベント管を設 け，屋外に排気できる ようにする。 <br> 【11条111】 | （6）油タンクに対する火災の影響軽減対策 <br> 火災区域又は火災区画 に設置される油タンク は，換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とす る。 （11）ak【11条111】 <br> （7）ケーブル処理室に対する火災の影響軽減対策 <br> ーブル処理室のケーブ ルトレイ間は，互いに相違する系列間を水平方向 0.9 m ，垂直方向 1.5 m の最小離隔距離を碓保する設計とする。最小分離距離 を確保できない場合は，隔壁等で分離する設計と する。 <br> （11）a1【11条112】 |  | （8）油タンクに対する火災の影響軽減対策 <br> 火災区域又は火災区画 に設置される油タンクは，換気空調設備による排気，又はベント管により屋外 に排気する設計とする。 （11） ak | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 同上 <br> 火災防護設備 <br> 1．3．1 火災の影響軽減対策 <br> （11）a1引用元：P133 |




| 設計及び工事に係 <br> 【第11条 火災に | 質マネジメントシ損傷の防止】 | ムに関する詋 | に係る様式—7 <br> 要求事項 | 対比表 |  |  |  | 様式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  |  | a．火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価 <br> 設備等の設置状況を踏 まえた可燃性物質の量等 を基に想定される発電用原子炬施設内の火災によ って，安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求 される場合には，火災に よる影響を考慮しても，多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失う ことなく，原子灲の高温停止及び低温停止を達成 し，維持できることを，以下に示す火災影響評価に より確認する。 <br> （11）aq【11条115】 |  | 防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは内部火災により機能喪失 するが，それ以外の区域 の火災防護対象機器及 び火災防護対象ケーブ ルは機能が維持される。 <br> －原子炉建屋又はタービ こ建屋において，内部火災が発生することを仮定し，当該建屋内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル以外 は機能喪失する。 <br> －原子炉建屋又はタービ ン建屋において発生し た内部火災は，当該の建屋以外に影響を及ぼさ ない。 <br> －中央制御室における火災については，火災感知器による早期感知や運転員によるプラント停止が期待でき，内部火災 による影響波及範囲は限定的である。 <br> 火災区画の変更や火災区画設定に影響を与える可能性のある工事を実施 する場合には，火災防護計画に従い火災影響評価を行い，火災による影響を考慮しても多重性をもった それぞれの系統が同時に機能を失うことなく，原子炉の高温停止及び低温停 | 表現の違いによる差異あ り <br> 追加要求事項に伴ら差異 | （11aq引用元：P127 |  |



|  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解䄧 | 実用発電用原子炉火災防護に係る審查基淮 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |
|  | （参考） <br> 「高温停止及び低温停止できる」とは，想定され る火災の原子炉への影響 |  | （b）隣接する火災区域又は火災区画に影響を与 える場合 <br> 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無 の組み合わせに応じて，火災区域又は火災区画内 に設置される不燃性材料 で構成される構築物，系統及び機器を除く全機器 の機能喪失を想定して も，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持 が可能であることを確認 する。 <br> （11）as【11条117】 |  | 停止及び低温停止を達成 し，維持するために必要な方策が少なくとも一つ確保され，原子炉の高温停止及び低温停止の達成，維持 が可能であることを確認 する。（11）ar <br> （3）隣接火災区画に火災 の影響を与える火災区画 に対する火災影響評価 <br> 火災伝播評価により隣接火災区画に影響を与え る火災区画については，当該火災区画と隣接火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの有無の組み合わせに応じて，火災区画内に設置される全機器の機能喪失を想定しても， <br> 「1．6．1．4．1 安全機能を有する構築物，系統及び機器の重要度に応じた火災 の影響軽減のための対策」 に基づく火災の影響軽減 のための対策の実施によ り，原子炉の高温停止及び低温停止を達成し，維持す るために必要な成功の方策が少なくとも一つ確保 され，原子炉の高温停止及 び低温停止の達成，維持が可能であることを確認す る。 （11）as | 同趣旨の記載であるが，表現の違いによる差異あ り追加要求事項に伴う差異 | 火災防護設備 <br> 1．3．2 原子炉の安全碓保 |


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第11条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表

| $\begin{array}{c}\text { 実用発電用原子炉 } \\ \text { 及びその附属施設の } \\ \text { 災防護に係る番查基準 }\end{array}$ | $\begin{array}{c}\text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針（前）}\end{array}$ | $\begin{array}{c}\text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針（後 }\end{array}$ |
| :--- | :--- | :--- |





設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第11条 火災による損傷の防止】

| 技術基準規則•解釈 | 要求事項との対比表 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請本文 |
|  | （1）換気設備は，他の火災区域や環境への放射性物質の放出を防ぐために，隔離できる設計であるこ と。（2）f |  |  |  |
|  | （2）放水した消火水の溜 り水は污染のおそれがあ るため，液体放射性廃棄物処理設備に回収できる設計であること。（8）ai <br> （3）放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂， チャコールフィルタ及び HEPA フィルタなどは，密閉した金属製のタンク又 は容器内に貯蔵するこ と。 <br> （2） |  |  |  |


| $\begin{aligned} & \text { +及び工事に係 } \\ & \text { 符 } 11 \text { 条 火災 } \end{aligned}$ | 質マネジメントシス る損傷の防止】 | ムに関する説 | 系る様式 -7 <br> 要求事 | との対比表 |  | 100 条 001 ：関連する資料と基〈閣運する資料〉 <br>  <br>  | けるための付番 <br> 别添－1） | 様式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準㚘覢－解积 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審查基準 | 設工認申請書基本設計方針（前） | 設工認申請書基本設計方針（後） | $\begin{gathered} \text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 } \\ \hline \end{gathered}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  | （4）放射性物質の崩壊熱 による火災の発生を考慮 した対策を講ずること。 （2）e |  |  | ヌ その他発電用原子炉 の附属施設の構造及び設備 <br> （3）その他の主要な事項 （i）火災防護設備 <br> a．設計基準対象施設 <br> 火災防護設備は，火災区域及び火災区画を考慮 <br> し，火災感知，消火又は火災の影響軽減の機能を有 するものとする。 <br> 1（1）（11）重複） <br> 火災感知設備は，固有 の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナロ グ式の熱感知器を組み合 わせて設置することを基本とするが，各火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件や火災の性質を考慮 し，上記の設置が適切で ない場合においては，非 アナログ式の炎感知器，非アナログ式の防爆型の煙感知器，非アナログ式 の防爆型の熱感知器等の | 包んで保管する設計と する。 <br> －放射性廃棄物処理設備及び放射性廃重物貯蔵設備において，冷却が必要な崩壊熱が発生し，火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しな い設計とする。（2）e |  |  |  |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—6
【第11条 火災による損傷の防止】

| $-:$ 該当なし |
| :--- |
| $\square$ | 前回提出時からの変更箇所

様式－6
各条文の設計の考え方
第11条（火災による損傷の防止）
1．技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方


2．設置許可本文のらち，基本設計方針に記載しないことの考え方

| No． | 項目 | 考え方 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 重複記載 | 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 | - |

3．設置許可添八のらち，基本設計方針に記載しないことの考え方

| No． | 項目 | 考え方 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜1） | 重複記載 | 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 | － |
| （2） | 呼び込み | 設置許可内での呼び込みに関する記載のため記載しな い。 | － |
| 〈3 | 設計の具体例 | 具体的な対応は「火災防護に関する説明書」に記載する内容であるため，基本設計方針に記載しない。 | c |

【第11条 火災による損傷の防止】

|  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火災による損傷の防止】
要求事項との対比表






| 設計及び工事に係る品質 <br> 【第52条 火災による | マネジメントシステム傷の防止】 | 関する説明書に係る様 | $\text { 式 }-7$ <br> 要求事項との対比表 |  |  | と基本設計方針を組づけるための付番 <br> 明資料） <br> 定根拠に関する説明書 別添－1） <br> 変更箇所 | 様式 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炬及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
| 一 火災の発生を防止するた め，次の措置を講ずること。（2） | 号に揭げる火災防護対策を講 じた設計であること。（2）a <br> （1）発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域は，以下の事項を考慮した，火災の発生防止対策を講ずること。 （3）a（3）b | 1.1 火災発生防止 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 （2） <br> 火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。 <br> （3）a（3）b【52条9】 | （b－2）火災発生防止 <br> （b－2－1）火災の発生防止対策 （2）$a$ <br> 火災の発生防止について は，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災の発生防止対策を講じるほか，1（3）a重複）可燃性の蒸気（2）d 又は可燃性の微粉（2）eに対する対策，発火源への対策，（2）f 水素に対する換気及び漏えい検出対策，（2bb 電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計とする。 （2）$g$ <br> なお，放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 は，水素や酸素の濃度が高い状態で滞留及び蓄積すること を防止する設計とする。 1 （6）a（7）a 重複） | 1．6．2．2 火災発生防止 <br> 1．6．2．2．1 重大事故等対処施設の火災発生防止 <br> 重大事故等対処施設の火災発生防止については，発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置す る火災区域又は火災区画に対 する火災の発生防止対策を講 じるほか，③a 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策，発火源への対策，水素に対 する換気及び漏えい検出対策，放射線分解等により発生 する水素の蓄積防止対策，並 びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じた設計とする。具体的な設計を「1．6．2．2．1（1）発火性又は引火性物質」から「1．6．2．2．1（6）過電流によ る過熱防止対策」に示す。 1$\rangle$ （2）b（2）d（2）e（2）f（2）g 重複） <br> （1）発火性又は引火性物質発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備 | 同趣旨の記載であるが，表現 の違いによる差異あり | 火災防護設備 <br> 1．1．1 火災の発生防止対策 <br> （3） b 引用元：P7 |  |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7
【第52条 火炎による損隹の防止】


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第52条 火災による損傷の防止】











設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
要求事項との対比表

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 |
| :---: | :---: |
| 及びその附属施設の |  |



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7




設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
－
設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第 52 条 火災による損傷の防止】
【第52条 火災による損傷の防止】



設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【第52条 火㷋による損の防止】




| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7【第52条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  | 100条001：関連する資料と基本設計方針を組かけるための付番 ＜関連する資性＞ －様式一1～の艮開表（禣足説明資料） <br> の変更箅所 <br>  |  | 栐式－ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則－解积 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防謢に係る審查基準 | $\begin{gathered} \text { 設工認申請書 } \\ \text { 基本設計方針 (後) } \end{gathered}$ | $\underset{\substack{\text { 設置許可申請書 } \\ \text { 本文 }}}{\text { 隹 }}$ | 設置許可申請書添付書類八 | 設置許可，技術基準規則及び基本設計方針との対比 | 備考 |  |
|  |  | は，環境条件等を考慮するこ とにより誤作動を防止する設計とする。8h <br> なお，アナログ式の屋外仕様の熱感知カメラ及び非アナ ログ式の屋外仕様の炎感知器 は，監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないよう に設置する設計とする。 <br> （8）i <br> また，発火源となるようなも のがない火災区域又は火災区画は，可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用として保安規定に定めて，管理する ことから，火災感知器を設置 しない設計とする。（8ac【52条44】 |  | ただし，発火性又は引火性 の雰囲気を形成するおうそれの ある場所及び屋外等は，非ア ナログ式も含めた組な合わせ で設置する設計とする。炎感知器は非アナログ式である が，炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため，炎が生 じた時点で感知することがで き，火災の早期感知が可能て ある。8d <br> ここで，アナログ式とは「平常時の状況（温度，煙の濃度） を監視し，かつ，火災現象（急激な温度や炽の悪度の上昇） を把握することができる」も のと定義し，非アナログ式と は「平常時の状況（温度，煙の濃度）を監視することはでき ないが，火災現象（急激な温度 や煙の濃度の上昇等）を把握 することができる」ものと定義する。（1） <br> 以下江，上記に示す火災感知器の組み合わせのらち，特徴的な火災区域又は火災区画 を示す。 <br> a．燃料取替床等 <br> 燃料取替床等は天井が高く大空間となっているため，火災による熱が周囲に抁散する ことから，熱感知器による感知は困難である。このため，ア ナログ式の俨感知器と非アナ ログ式の炎感知器（赤外線方 |  | 8h 引1用元：P36 <br> （8）i 引用元：P35 |  |


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式 -7
【





設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第52条 火災による損傷の防止


| 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7 <br> 【第52条 火災による損傷の防止】 |  |  |  |  <br>  <br>  |  | 100条 001 ：関連する資料と基本䬦計方鈷を組らけけるための付番 ＜関蓮する資料 <br> 柡式－ 1 への展開表（哺足説明資料） <br> 前回提思時からの変更畋所 |  | 様式 -7 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 | 設工認申請書基本設計方針（後） | 設置許可申請書 本文 | 設置許可申請書添付書類八 | $\begin{aligned} & \text { 設置言 } \\ & \text { 及び基 } \end{aligned}$ | 技術基準規則計方針との対比 | 備考 |  |
|  | に掲げるところによること <br> a．消火設備は，火災の火炎及 び熱による直接的な影響のみ ならず，煙，流出流体，断線，爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物，系統及び機器に悪影響を及ぼさな いように設置すること。（8）v <br> b．可燃性物質の性状を踏ま え，想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。（8）p <br> c．消火栓は，全ての火災区域 の消火活動に対処できるよう配置すること。（8）x <br> d．移動式消火設備を配備す ること。（8）aa <br> e．消火設備は，外部電源喪失時に機能を失わないように，電源を確保する設計であるこ と。（8u <br> f．消火設備は，故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であ ること。（8）y <br> g．原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有す る構築物，系統及び機器相互 の系統分離を行うために設け られた火災区域又は火災区画 に設置される消火設備は，系 | する火災区域又は火災区画の消火設備は，破損，誤作動又は誤操作が起きた場合において も，重大事故等に対処するた めに必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えな い設計とし，火災発生時の煙 の充満又は放射線の影響によ り消火活動が困難となるとこ ろは，自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備で あるハロンガス消火設備及び ケーブルトレイ消火設備を設置して消火を行う設計とす る。（8k（10）a <br> 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動 が困難とならないところは，消火器，移動式消火設備又は消火栓により消火を行う設計 とする。（8） <br> なお，消火設備の破損，誤作動又は誤操作に伴亏溢水によ る重大事故等に対処する機能 への影響については，浸水防護設備の基本設計方針にて確認する。 <br> （10）（11 条（10b）【52 条49】 | する火災区域又は火災区画 で，火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が困難となるところには，自動消火設備又は手動操作に よる固定式消火設備を設置し て消火を行ら設計とするとと もに，8 k 固定式の全域ガス消火設備を設置する場合は，作動前に職員等の退出ができ るように警報を発する設計と する。（8） | 処施設を設置する火災区域又 は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計 とする。消火設備は，以下を踏 まえた設計とする。 <br> （2） <br> （1）重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画 に設置する消火設備 <br> 重大事故等対処施設を設置 する火災区域又は火災区画に設置する消火設備は，当該火災区域又は火災区画が，火災発生時の煙の充満又は放射線 の影響により消火活動が困難 となる火災区域又は火災区画 であるかを考慮して設計す る。 <br> （1）（8） 重複） <br> a．火災発生時の煙の充満又 は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定 <br> 建屋内の重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画は，「b。火災発生時の煙の充満又は放射線の影響に より消火活動が困難とならな い火災区域又は火災区画の選定」に示した火災区域又は火 |  |  | （10）引用元：P32 <br> （8）引用元：P50 |  |









設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

| 技術基準規則•解釈 | 実用発電用原子炉 |
| :---: | :---: |
| 及びその附属施設の |  |

要求事項との対比表

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7
，

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第52条 火災による損傷の防止】


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7


設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
－

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
－

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7
－
要求事項との対比表
技術基準規則•解釈 $\quad$ 及びその附属施設の

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
－

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一7
－

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
及びその附属施設の

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7
【第52条 火災による損傷の防止
要求事項との対比表










設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—7
【第 52 条 火災による損傷の防止】

要求事項との対比表

【第52条 火災による損傷の防止】 $\square$様式—6
各条文の設計の考え方
第52条（火災による損傷の防止）
1．技術基準の条文，解釈への適合性に関する考え方

| No． | 基本設計方針で記載する事項 | 適合性の考え方（理由） | 項－号 | 解釈 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1） | 火災防護対策が必要な火災区域又は火災区画の設定及び火災防護計画の策定 | 技術基準及び火災防護審査基準の要求を受けた内容として記載して いる。 | － | 1 | $\mathrm{a}, \mathrm{b}, \mathrm{c}, \mathrm{f}$ |
| （2） | 火災発生防止対策 | 同 上 | 1 | 1 | c |
| （3） | 発火性又は引火性の物質 を内包する系統の漏えい防止その他の措置 | 同 上 | 1 －イ | － | c |
| （4） | 重大事故等対処施設に対 する不燃性材料又は難燃性材料の使用 | 同 上 | 1 －ロ | 2 | c |
| （5） | 避雷設備その他の自然現象による火災発生の防止対策 | 同 上 | 1 一ハ | － | c |
| （6） | 水素の燃焼に対する重大事故等対処施設の安全性 への考慮 | 同 上 | 1 － | － | c |
| （7） | 放射線分解により発生し た水素の蓄積を防止する措置 | 同 上 | 1 － | 3 | c |
| （8） | 火災感知設備及び消火設備の施設 | 同 上 | 1 二 | － | $\begin{gathered} \mathrm{a}, \mathrm{~b}, \mathrm{c}, \mathrm{~d}, \\ \mathrm{e}, \mathrm{f}, \mathrm{~g} \end{gathered}$ |
| （9） | 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象への考慮 | 同 上 | 1 二 | － | c |
| （10） | 消火設備の誤作動又は誤操作に対する重大事故等対処施設への考慮 | 設計基準対象施設と同様の設計で あるため記載している。 | － | － | c |
| （11） | 火災の影響軽減対策 | 同 上 | － | － | c |

2．設置許可本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方

| No． | 項目 | 考え方 | 添付書類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 重複記載 | 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 | - |

3．設置許可添八のらち，基本設計方針に記載しないことの考え方

| No． | 項目 | 考え方 | 添付書類 |
| :--- | :--- | :--- | :---: |
| $〈 1\rangle$ | 重複記載 | 設置許可の中で重複記載があるため記載しない。 | - |
| $\langle 2\rangle$ | 設置許可内での呼び込み <br> い。込みに関する記載のため記載しな | - |  |
| $\langle 3\rangle$ | DB の設計方針 | 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針を適用 <br> する旨を記載しているため記載しない。 | c |

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式—6
【第52条 火災による損傷の防止】

| - ：該当なし | 様式－6 |
| :---: | :---: |


| 4． | 爆発性雰囲気を形成する おそれのないこと | 具体的な対応は「火災防護に関する説明書」に記載する内容であるため，基本設計方針に記載しない。 | c |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （5） | 核計装ケーブル及び放射線モニタケーブル | 同 上 | c |
| （6） | 火災のおそれのない自然現象 | 同 上 | c |
| （7） | 定義の記載 | 同 上 | c |
| 88） | 火災防護設備の設置場所 | 同 上 | c |
| －9） | 設計の具体例 | 同 上 | c |
| 4．詳細な検討が必要な事項 |  |  |  |
| No． | 書類名 |  |  |
| a | 要目表 |  |  |
| b | 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 |  |  |
| c | 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 |  |  |
| d | 耐震性に関する説明書 |  |  |
| e | 火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 |  |  |
| f | 構造図 |  |  |
| g | 強度に関する説明書 |  |  |
| h | 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 |  |  |
| i | 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 |  |  |


[^0]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^1]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：樣式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^2]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^3]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^4]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^5]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式 -7 との紐づけを示す番号であり，本比

[^6]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
    $\quad$ ：前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式一7との紐づけを示す番号であり，本比

[^7]:    柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機

[^8]:    柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機
    柏崎刈羽原子 今発电所第 7 号機
    相

[^9]:    赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
    
    前回提出時からの変更箇所
    【】番号：様式一 7 との紐づけを示す番号であり，本比
    較表において追記したもの（比較対象外）

